

令和3年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる
国際経済調査事業（標準必須特許を巡る
最新動向に関する実態調査）

調査報告書

令和4年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

(This page is intentionally left blank.)

目次

1. 概要	1
2. 標準必須特許を巡る最新動向に関する基礎調査	2
(1) 国際標準化の最新動向	2
(2) 標準必須特許及び標準必須特許以外の特許に関する紛争件数の推移	11
(3) 各国・地域における標準必須特許を巡る主要な裁判例や当局・裁判所・標準化機関等が策定した文書等	16
3. 標準必須特許のライセンスを巡る取引環境等に関する実態調査.....	39
(1) アンケート調査票の作成	39
(2) アンケート調査の実施方法	43
(3) アンケート調査結果	44

別紙

1. CJEU の 4 ステップに基づく裁判例の整理結果 (ドイツ)	55
2. CJEU の 4 ステップに基づく裁判例の整理結果 (中国)	69

(This page is intentionally left blank.)

1. 概要

近年、標準規格の普及や当該規格に必要な技術の複雑化により、標準必須特許のライセンスに関する紛争が世界各国で生じている。特に、あらゆる製品（モノ）がコンピュータとなり、取得・共有された情報（データ）を処理することで新たな付加価値を生み出す第四次産業革命が進展する中、今後、自動車、建設機械、工場といった我が国が強みを持つ産業分野を対象とした異業種間での標準必須特許のライセンス取引が増加していく見込みである。このため、当該紛争を円滑に解決する手段を検討することは、我が国にとって極めて重要な課題と考えられる。

このような背景を踏まえ、本事業では、国際的な標準化や標準必須特許を巡る各国の訴訟・政策等の最新動向や、標準必須特許ライセンスを巡る取引環境等の実態を把握するための調査を実施した。

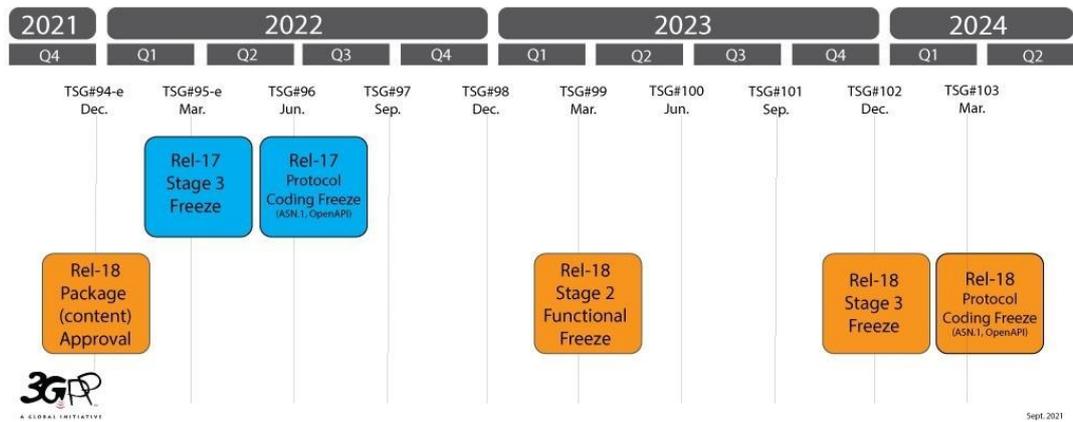
2. 標準必須特許を巡る最新動向に関する基礎調査

(1) 国際標準化の最新動向

① モバイル通信技術の国際標準化動向

3GPP（The 3rd Generation Partnership Project）の TSG（Technical Specification Group）はリリース 17 の Stage3（プロトコル仕様）を予定通り 2022 年第 1 四半期末に凍結するとともに、リリース 18 の要求仕様を 2021 年 12 月に承認し、2023 年 3 月には Stage2（アーキテクチャ仕様）を凍結し、同年 12 月の Stage3 凍結を目指すこととしている。現在想定されているロードマップを図表 2-1 に示す。

図表 2-1. 3GPP の国際標準化のタイムチャート



(出典) <https://www.3gpp.org/release18>

また、リリース 18 のワークプランの全体像を図表 2-2 に示す。

図表 2-2. TSG リリース 18 のワークプランの全体像

3GPP Release 18

TSG SA priorities

- SA2 led - System Architecture and Services**
 - XR (Extended Reality) & media services
 - Edge Computing Phase 2
 - System Support for AI/ML-based Services Enablers for Network Automation for 5G Phase 3
 - Enh. support of Non-Public Networks Phase 2
 - Network Slicing Phase 3
 - SG CoLocation Services Phase 3
 - SG multicast-broadcast services Phase 2
 - Satellite access Phase 2
 - SG System with Satellite Backhaul
 - SG Timing Resiliency and TSC & URLLC enh.
 - Evolution of IMS multimedia telephony service
 - Personal IoT Networks
 - Vehicle Mounted Relays
- SA3 led - Security and Privacy**
 - Privacy of identifiers over radio access
 - SECAM and SCAS for 3GPP virtualized network products and Management Function (MnF)
 - Mission critical security enhancements Phase 3
 - Security and privacy aspects of RAN & SA features
- SA4 led - Multimedia Codecs, Systems and Services**
 - Systems & Media Architecture:**
 - SG Media Service Enablers
 - Split-Rendering
 - SG XR Experiences Architecture
 - Media:**
 - Video codec for 5G
 - Media Capabilities for Augmented Reality Glasses
 - AI / ML Study
 - Real-Time Communications:**
 - XR conversational services
 - WebRTC-based services and collaboration models
 - Immersive Voice & Audio:**
 - EVS Codec Extension for Immersive Voice and Audio Services (IVAS_Codec)
 - Terminal Audio quality performance and Test methods for Immersive Audio Services (ATIAS)
 - Streaming & Broadcast services:**
 - SGMS Enh. (Network slicing, Low latency, Background traffic, SGMS Uplink)
 - Further MBS Enh. (Free to air, Hybrid unicast/broadcast)
- SA5 led - Management, Orchestration and Charging**
 - Operations, Administration, Maintenance and Provisioning (OAM&P):**
 - Intelligence and Automation: Self-Configuration of RAN NEs, Enh. autonomous network levels, Evaluation of autonomous network levels, Enh. intent driven management services for mobile networks, AI/ML management, Enh. of the management aspects related to NWDAF
 - Management Architecture and Mechanisms: Network slicing provisioning rules, Enh. service based management architecture
 - Support of New Services: Enh. Energy Efficiency for 5G Phase 2, New aspects of Energy Efficiency for 5G networks Phase 2, Enh. management of Non-Public Networks, Network and Service Operations for Energy Utilities, Key Quality Indicators(KQIs) for 5G service experience, Deterministic Communication Service Assurance
 - Charging:**
 - Charging Aspects for Enh. Support of Non-Public Networks
- SA6 led - Application Enablement & Critical Communication Applications**
 - Critical Communications:**
 - MCX Enhancements – MC over 5GS (5MBS, ProSe) Adhoc group comm., MCPTT Enh.
 - Railways - Gateway UE, Interworking
 - Service Frameworks:**
 - Edge App Architecture Enh., SEAL Enh., Subscriber-Aware API (CAPIF Enh.)
 - Fused location, Application Data Analytics, App Layer NW Slicing
 - Enablers for Vertical Applications:**
 - Enhancements to V2X, UAS application-enablement
 - Future Factories, Personal IoT networks, Capability exposure for IoT platforms

TSG RAN priorities

- RAN1 led - Radio Layer 1 (Physical layer)**
 - NR-MIMO Evolution
 - AI/ML - Air Interface
 - Evolution of duplex operation
 - NR Sidelink Evolution
 - Positioning Evolution
 - RedCap Evolution
 - Network energy savings
 - Further UL coverage enhancement
 - Smart Repeater
 - DSS
 - Low power WUS
 - CA enhancements
- RAN2 led - Radio layer 2 & layer 3 Radio Resource Control**
 - Mobility Enhancements
 - Enhancements for XR
 - Sidelink Relay Enhancements
 - NTN (Non-Terrestrial Networks) evolution - NR
 - NTN (Non-Terrestrial Networks) evolution - IoT
 - UAV (Uncrewed Aerial Vehicle)
 - Multiple SIM (MUSIM) Enhancements
 - In-Device Co-existence (IDC) Enhancements
 - Small data
 - MBS
- RAN3 led - UTRAN/E-UTRAN/NG-RAN architecture & related network interfaces**
 - Additional topological improvements – IAB/VMR
 - AI/ML for NG-RAN WI
 - AI/ML for NG-RAN SI
 - SON/MDT Enhancements
 - QoS Enhancements
 - Resiliency of gNB-CU-CP
- RAN4 led - Radio Performance and Protocol Aspects**
 - RAN4-led spectrum items
 - <5MHz in dedicated spectrum

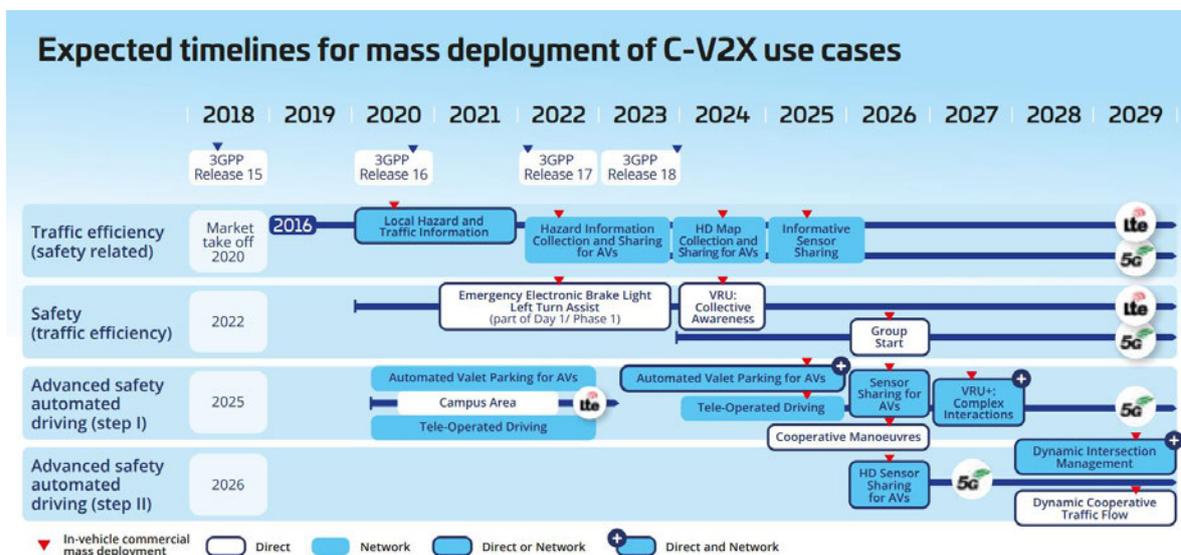
Rel-18 Workplan for TSG CT
CT will work on Stage 3 completion and ASN.1 code and OpenAPI freeze of Rel-17 until June 2022 (TSG#96).
Work item discussion on Rel-18 Stage 2 / Stage 3 (under CT) from June 2022.

© 3GPP, Dec. 2021. Source: RP-213697 (RAN#94-e)

(出典) https://www.3gpp.org/ftp/Inbox/Marcoms/Release_18_features_tsg94_v09.pdf

また、3GPPはコネクテッドカー向けのセルラー通信用として、C-V2Xの通信規格化を実施している。ここで、V2X (Vehicle to All) とは、車車間通信 (V2V: Vehicle to Vehicle)、路車間通信 (V2I: Vehicle to Infrastructure)、歩車間通信 (V2P: Vehicle to Pedestrian)、広域通信 (V2N: Vehicle to Network) を総称した呼称である。図表 2-1 で示した 3GPP Release 17 及び Release 18 による C-V2X の機能拡張は、今後順次具体的なユースケースとして社会実装が進展していく予定である。5GAA (5G Automotive Association) が公表した社会実装のロードマップを図表 2-3 に示す。

図表 2-3. C-V2X の社会実装ロードマップ



(出典) 5GAA, "A visionary roadmap for advanced driving use cases, connectivity technologies, and radio spectrum needs" (2020)

<https://5gaa.org/wp-content/uploads/2020/09/A-Visionary-Roadmap-for-Advanced-Driving-Use-Cases-Connectivity-Technologies-and-Radio-Spectrum-Needs.pdf>

② Wi-Fi 通信技術の国際標準化動向

Wi-Fi の国際標準化の動きは現在でも活発に進んでおり、IEEE で国際標準化が進められている。

IEEE802.11 については、現在 802.11be の Release 1 の国際標準化が進行中であり、近々802.11be Release 2 の検討が始まる予定である。同規格の確定は、2024 年の第 2 四半期頃と見込まれている。802.11be は 801.11ax の技術をベースに発展させた規格である。

WiFi アライアンスは、IEEE が策定した技術規格に対し、認証を提供している。現在実用化が進んでいる Wi-Fi 6 は IEEE801.ax の 2.4GHz/5GHz 帯に対応する認証であり、Wi-Fi 6E は IEEE801.ax の 6GHz 帯に対応する認証である。現在、6GHz 帯の周波数割り当てについて世界各国で活発な検討が進められている。

図表 2-4 のロードマップからも読み取ることができるよう、Wi-Fi アライアンスの Wi-Fi 7 の認証は 802.11be に基づくことになる見込みであり、認証開始は 2024 年が見込まれている。

図表 2-4. Wi-Fi 規格のロードマップ

標準化団体	2019	2020	2021	2022	2023	2024
IEEE (IEEE 802.11)	802.11be タスクグループ		802.11be リリース1	802.11be リリース2		
			<ul style="list-style-type: none"> - マルチリンク操作 - マルチアクセスポイントの調整機能 (基本的で複雑でないもの) - 320MHzの帯域幅 - 4K QAM 等 		<ul style="list-style-type: none"> - MU-MIMOのストリーム数の拡張 - ハイブリッド自動再送要求 (HARQ) - 低遅延のリアルタイムトピックのためのTSN拡張機能 - マルチアクセスポイントの調整機能 (高度で複雑なもの) 等 	
Wi-Fiアライアンス	Wi-Fi 6 認証			Wi-Fi 6E 認証		Wi-Fi 7 認証

(出典) IEEE の公表資料等に基づき NTT データ経営研究所が作成

IEEE802.11 の Web サイトによると、WG11 での検討に基づき、直近で公開された標準規格文書は以下の通りである。

- a. IEEE Std 802.11™ -2020
IEEE Std 802.11™ -2020 が 2021 年 2 月 26 日に発行された。2020 年版規格は、過去に発行された改訂版とメンテナンスアップデートを含んでいる。
- b. IEEE Std 802.11ax™-2021
IEEE Std 802.11ax™-2021 が 2021 年 5 月 19 日に発行された。
- c. IEEE P802.11ay™-2021
IEEE P802.11ay™-2021 が 2021 年 7 月 28 日に発行された。
- d. IEEE P802.11ba D8.0
IEEE P802.11ba D8.0 が、2021 年 3 月に IEEE 標準化協会標準化委員会で承認された。この文書は、IEEE Std 802.11ba™-2021 となり、2021 年 8 月に発行される予定である。

Wi-Fi 通信技術は、V2X の用途でも DSRC (Dedicated Short-Range Communications) として国際標準化されている。DSRC は元々 2012 年に米国で策定された IEEE802.11p を基盤としている。これに対応する規格として、我が国では ARIB STD-T75 が、欧州では CEN EN 12253 等が策定されている。

現在、この IEEE 802.11p の後継として、センシング情報の共有、自動運転支援、“空飛ぶ車”等の新しいユースケースを想定して、IEEE 802.11bd の策定が進んでおり、IEEE ワーキンググループのプロジェクトタイムライン¹によると、2022 年 11 月の最終化を目指して、最終段階の検討が進んでいるところである。この他にも、歩行速度程度までではあるが、MAC レベル最大スループットで 20Gbps 以上を実現する 60GHz 帯の Wi-Fi 通信技術として、IEEE 802.11y の標準化が進められ、2021 年 7 月 28 日に発行されている (上記 c. 参照)。

¹ https://www.ieee802.org/11/Reports/802.11_Timelines.htm

③ IEEE の IPR ポリシーに関する最新動向

標準必須特許に関する特許侵害訴訟・係争が多発したことを受けて、IEEE は米国司法省から「改訂案は競争秩序を害するような影響はない」という回答を Business Review Letter（以後、「BRL」という。）として得たうえで、2015 年に IPR ポリシーを改訂した。この改訂の骨子は以下のような内容であった²。この IEEE の新しい IPR ポリシーは、その後特許権者から強い反発を受けてきた。

- a. 合理的な実施料率の算定
- b. 差止請求は原則的には認めないとした
- c. FRAND 宣言の義務は必須特許の全ての譲受人、移転先を拘束するとした
- d. 標準必須特許を実施している対象を規格適合実装と定義し、その範囲を部品、半完成品、完成品を含むあらゆる製品またはサービスとした
- e. FRAND 宣言者は互惠主義を選択できるようにした

このような状況の中、2017 年にトランプ政権が発足して以降は標準必須特許のプロパテント化が進んだ。2019 年 12 月 19 日には、米国特許商標庁（以後、「USPTO」という。）、米国立標準技術研究所、司法省反トラスト局が合同で「標準必須特許（SEP）の救済に関する政策声明」を発表した。また同時に、USPTO と司法省反トラスト局による 2013 年政策声明を撤回した。この新しい政策声明では、「標準必須特許の所有者による FRAND 宣言は、侵害の際に適切な救済措置を決定するための一要素」に過ぎず、「事件に関する事実を鑑みて特段の事情がない限り、標準必須特許に関する侵害訴訟においても、通常の特許侵害訴訟と同様に、差止を含む全ての救済が認められるべきである」との当局の見解を明確化した³。

さらに、2020 年 9 月に司法省は、上述した 2015 年付けの IEEE への BRL の補足として、IEEE に対し新たな BRL を発出し、「SEP 保有者の差止請求を制限する IEEE の IPR ポリシーの改訂案を司法省が支持したと誤解を受けていることに関して、SEP 保有者に差止請求を行う一般的な権利は失われていないこと等を明確に示した。

しかし、現在のバイデン政権では、このトランプ政権の政策を見直す動きが出てきている。まず、司法省の 2020 年 9 月の見直し書簡（BRL）が、2021 年 4 月頃に司法省 Web サイトの

² 小林和人「近年の標準化団体のパテントポリシーの改訂とその影響」パテント 2020, Vol.73, No.7, pp62-72 (2020)

³ https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20191223.pdf

BRL のページ⁴からコメントのページ⁵に移された。さらに、バイデン大統領は 2021 年 7 月に「米国経済の競争促進のための大統領令」に署名し、その中で特許権の範囲を超えた市場支配力の拡大及び標準必須特許の乱用を防ぐため、SEP が侵害された場合の救済に関する 2019 年付け共同声明の改訂の検討を含め、知的財産法と競争法との関係に関するこれまでの考え方を見直すか否かの検討を求めた。

上記のような米国政府の動きを受けて、IEEE の側でも、2015 年に公表した IPR ポリシーをさらに改訂すべきか、改訂するとしたらどのように改訂すべきかについて検討するため、2021 年 8 月 21 日から 10 月 15 日までの期間で下記についての意見募集を実施した。

- (a) 2015 年の IPR ポリシーを改訂しないことに対する賛成意見、反対意見、関連コメント
- (b) 禁止命令に関する IPR ポリシーの全ての規定 and/or 合理的なロイヤルティ料率の定義に含まれる任意選択要素を削除することに対する賛成意見、反対意見、関連コメント
- (c) 「Letter of Assurance 提出者が IPR ポリシーの現行の文言に従って禁止命令を求めるか、又は求めないかを選択できるようにすること」、「合理的なロイヤルティ料率の定義に含まれる要素の任意選択性について明確化すること」によって、従来よりも多くのオプションを提供することに対する賛成意見、反対意見、関連コメント

結果として、130 名を超える数多くのステークホルダーがこの意見募集に回答した。我が国からも、例えばデンソー、日立製作所、ホンダ技研工業、パナソニック、トヨタ自動車等が回答を寄せている。この意見募集結果はレポート⁶にまとめられ、2021 年 11 月 15 日に IEEE SA Board of Governance に報告された。さらに、2021 年 12 月 6 日に開催された PATCOM (IEEE SA STANDARDS BOARD PATENT COMMITTEE) の会合でも報告されている⁷。議事録速報によると PATCOM の 2022 年 3 月 22 日の会合ではこの主題は議論されておらず、2022 年 6 月の次回会合以降に新たな動きがないかを引き続き監視していく必要がある。

④ ワイヤレス電力伝送システム (WPT) の国際標準化動向

ワイヤレス電力伝送システムの国際標準化については、ITU-R で空間伝送型 WPT の放射型 (BEAM.WPT) と非放射型 (NON-BEAM.WPT) が検討されている。ここで放射型とは電磁波を利用する方式、非放射型とは磁界や電界を活用する方式である。例えば、屋外で移

⁴ <https://www.justice.gov/atr/business-review-letters-and-request-letters>

⁵ <https://www.justice.gov/atr/comments-states-and-other-organizations> (IEEE の箇所を参照)

⁶ https://grouper.ieee.org/groups/pp-dialog/call_for_comments/PatCom_report_to_IEEE_SA_BoG_151121_1350.pdf

⁷ <https://standards.ieee.org/wp-content/uploads/import/governance/patcom/1221patmin.pdf>

動中のドローンや電気自動車への給電については、放射型の方式を用いることになる。

国内では ARIB（一般社団法人電波産業会）が積極的に標準化に取り組んでおり、大きく以下の5つのシーンを想定して議論が進められている。

- a. 送信電力 50W 以下、電力伝送距離約 10cm 以下（家庭内、屋内でのデジタル家電等の近接ワイヤレス電力伝送、携帯電話やポータブル機器等のワイヤレス充電を可能とする）
- b. 送信電力 50W 以上、電力伝送距離約 10cm～1m（家庭内や屋内でのデジタル家電等の小電力ワイヤレス伝送を可能とし、携帯電話・ポータブル機器に加え、タブレット、ノート PC、一般家電への電力供給を可能とする）
- c. 送信電力 50W 以上、電力伝送距離約 0cm～1m（家庭内や屋外での家電等の中電力ワイヤレス電力伝送を可能とし、大型 TV、白物家電などの家電品、電気用品等への電力供給を可能とする）
- d. 送信電力 1kW 以上、電力伝送距離約 0～数 10cm（大電力ワイヤレス伝送を可能とし、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等への電力供給を可能とする）
- e. マイクロ波を利用した各種電力伝送が目標、電力伝送距離が 1m を超え、10m も視野に入る。長距離でのワイヤレス電力伝送による、センサーネットワークや無線基地局・中継装置、産業機器などへの適用拡大をめざす。

空間伝送型 WPT の用途の目論見は広範に亘っているが、技術的に見て実用化が近い用途として、屋内や IoT センサー向けの給電（例：バイタルセンサー、設備内 IoT センサー、工場・倉庫での応用等）と電気自動車（EV）用給電を挙げることができる。この他に、飛行中のドローンへの給電やこれを活用したインフラ点検等が想定されるが、技術的には少し先になりそうである。

国際標準化という意味では、電気自動車への WPT 技術適用の規格化が積極的に進められている。現在の状況を図表 2-5 に示した。

図表 2-5. 主な電気自動車用 WPT 技術適用に関する規格・勧告

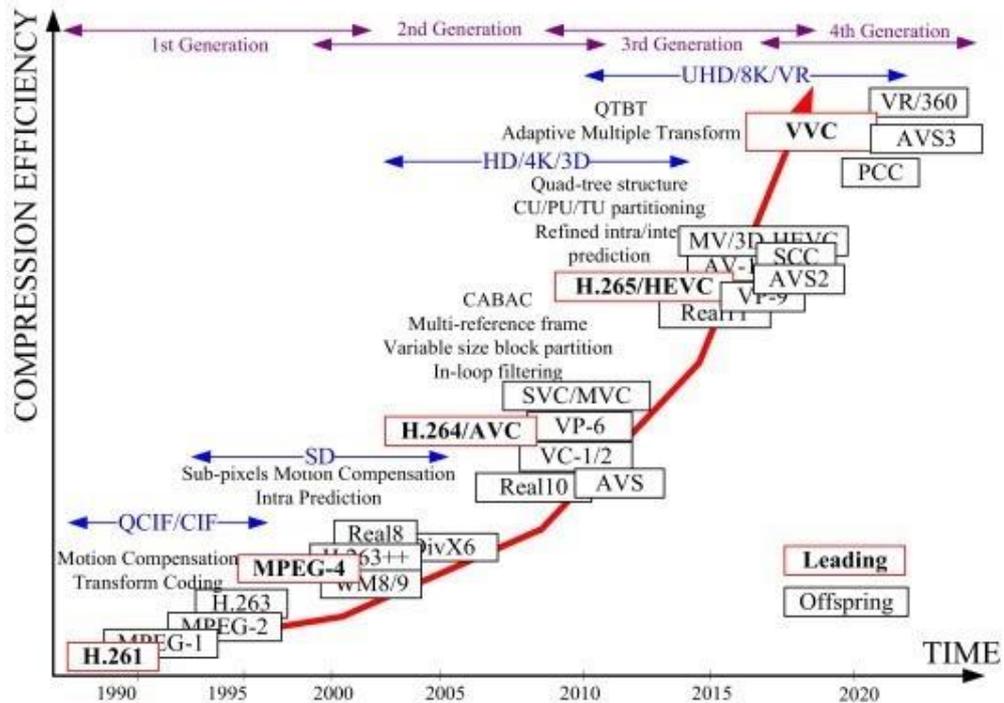
種別	標題	最新の 発行・改訂	委員会
国際 規格	IEC 61980-1 電気自動車用ワイヤレス電力伝送（WPT）システム －第1部：一般要求事項	2020年11月	IEC/TC69
	IEC TS 61980-2 電気自動車用ワイヤレス電力伝送（WPT）システム －第2部：電気自動車とインフラの間の通信要件	2019年6月	
	IEC 61980-3 電気自動車用ワイヤレス電力伝送（WPT）システム －第3部：磁界を用いた電力伝送システム要件	2019年6月	
	ISO 19363:2020 電気自動車－磁界を用いた電力伝送－安全要件及び 互換性要件	2020年4月	ISO/TC22/SC37
	SAE J2954_202010 Wireless Power Transfer for Light-Duty Plug- In Electric Vehicles and Positioning Communication	2020年10月	SAE J2954TF
周波 数割り 当て 勧告	RECOMMENDATION ITU-R SM.2110-1 Guidance on frequency ranges for operation of non-beam wireless power transmission for electric vehicles	2019年10月	ITU-R

⑤ 動画圧縮標準規格の国際標準化動向

動画圧縮標準規格については、大きく分けて ISO/ITU-T が標準化を進めるデジュール規格と、インターネット用に Google 等が中心となっている構成した AOMedia（Alliance for Open Media）が策定したオープン／ライセンスフリー規格と2つの流れに分かれている。前者の最新技術が VVC（Versatile Video Coding）であり、H.266/VVCとして2020年に国際標準化仕様が公開され、実用化が始まっている。一方、後者の最新規格である AV1は2019年に仕様が公表され、広く実用化が進んでいる。

今後の流れとしては、デジュール規格である VVC とオープンかつライセンスフリーの規格である AV1 がどのように競合していくか、また法的な闘争がどのように進んでいくかが注目されている。

図表 2-6. 動画圧縮標準規格の歴史と圧縮効率



(出典) Zhan, Yun et al, " Machine learning based video coding optimizations: A survey", Information Sciences Vol.506, January 2020, pp395-423

H.266/VVC については、米国 Access Advance 社が 2021 年 7 月 1 日より VVC Advance 特許プールの立ち上げを公表し、ライセンス契約を開始している⁸。この際に、同社は 1 つ前の標準規格である H.265/HEVC のライセンスを提供する同社の HEVC Advance 特許プールのライセンス契約との間で、マルチコーデックブリッジ契約（以後、「MCBA」という。）を締結するオプションを提供することにした。これは、HEVC Advance と VVC Advance の両方のプラットフォームライセンス契約に加えて、MCBA を締結すると、全体としてのロイヤルティレートが大きく割引になる契約である。こうしたオプション契約を設けることで、同社は VVC Advance のライセンス契約にインセンティブを与えようとしている。

Access Advance 社は、その後 2022 年 1 月 11 日にプレスリリースを発表し、H.266/VVC の標準必須特許において重要な部分を占めると見込まれる 28 の企業が、VVC Advance 特許プールのライセンサーとして参加することになったと公表した。当該特許プールのポートフォリオライ

⁸ <https://accessadvance.com/2021/07/01/access-advance-launches-vvc-h-266-video-patent-pool/>

センスに基づくロイヤルティの支払いは 2022 年 1 月 1 日以降の VVC 製品の販売に対して要求されるとのことである。同社によると、2022 年 6 月 30 日までに当該特許プールに参加する特許権者及び特許実施者には重要なインセンティブがあり、残りの特許権者の多くがこの期限までに VVC Advance 特許プールに参加することを期待しているとしている⁹。

(2) 標準必須特許及び標準必須特許以外の特許に関する紛争件数の推移

① 特許権侵害訴訟全般の件数の推移

今回の調査対象となった米国・ドイツ・中国における特許権侵害訴訟全般の件数の推移は以下の通りである。

ア) ドイツ

ドイツにおいては、裁判所または政府機関からの特許権侵害訴訟の件数に関する情報開示はなく、直近の特許権侵害訴訟の件数を把握することが困難であるが、最も信頼性が高いと考えられる JUVE Patent¹⁰の統計データによると、2017 年から 2019 までの各暦年において新たに提訴された特許権侵害訴訟の件数は以下の通りである。

暦年	提訴された特許権侵害訴訟の件数
2017 年	969 件 ¹¹
2018 年	786 件 ¹²
2019 年	789 件 ¹³

これらの件数については、（早期に和解がなされた案件等も含め）すべての案件が件数として反映されているわけではないと考えられるものの、現状取得可能な情報としては最も信頼性が高いと考えられる情報である。

⁹ <https://accessadvance.com/2022/01/11/access-advance-announces-the-initial-group-of-vvc-h-266-video-patent-pool-licensors/>

¹⁰ <http://www.juve-patent.com>

¹¹ <https://www.juve-patent.com/news-and-stories/people-and-business/decline-in-cases-at-german-patent-courts/>

¹² <https://www.juve-patent.com/news-and-stories/people-and-business/decline-in-cases-at-german-patent-courts/>

¹³ <https://www.juve-patent.com/news-and-stories/people-and-business/patent-cases-in-germany-fall-but-munich-bucks-the-trend/>

イ) 中国

以下のデータは、中国知識産権局が公開した「知識産権保護状況白書」¹⁴から引用するものである。なお、2021 年データはまだ公表されていない。

中国における特許権侵害訴訟の件数¹⁵は、2014 年から 1 万件台を超え、2018 年から 2 万件台を越えた。全体的に大幅な増加傾向が見られる。その中、2020 年の訴訟件数は 2019 年の約 2 倍になり、大幅に増加した。

暦年	提訴された特許権侵害訴訟の件数
2014 年	10187 件
2015 年	13328 件
2016 年	13480 件
2017 年	16882 件
2018 年	23235 件
2019 年	23933 件
2020 年	46992 件

ウ) 米国

米国における特許権侵害訴訟全体の件数について、Unified Patents の 2021 Litigation Annual Report データを引用する¹⁶。

米国における特許訴訟においては、連邦地方裁判所に提起される特許権侵害訴訟の件数が、2013 年には 6000 件を、2015 年には 5800 件を超えていたが、2015 年以降減少傾向にあり、3000 件台で推移していた。しかし、2020 年にふたたび増加し、2021 年も以下のように引き続き増加傾向にあると予想される。

暦年	提訴された特許権侵害訴訟の件数
2010 年	3847 件
2011 年	4469 件
2012 年	6139 件
2013 年	6385 件
2014 年	5795 件
2015 年	6526 件

¹⁴ 中国知識産権保護状況白皮書、<https://www.cnipa.gov.cn/col/col91/index.html>

¹⁵ なお、ここでは、特許権侵害訴訟のほか、実用新案権及び意匠権の侵害訴訟の件数も含んでいる。

¹⁶ <https://portal.unifiedpatents.com/litigation/annual-report?year=2021>
<https://www.unifiedpatents.com/insights/q2-2021-patent-dispute-report>

2016年	5519件
2017年	5069件
2018年	4731件
2019年	4558件
2020年	5023件
2021年	4840件

② 標準必須特許の特許権侵害訴訟の件数について

上記の特許権侵害訴訟のうち、標準必須特許が問題となった案件数を正確に抽出することは、いずれの国においても困難であるが、以下では、利用可能な判例データベース等を利用の上、できる限り傾向を把握するべく検討した。

ア) ドイツ：

ドイツにおいては、検索プラットフォームとしては、国際的な知的財産権に関する判例データベースである Darts-IP¹⁷を利用し、傾向を把握することを試みた。Darts-IP においては、「標準規格」の案件を検索することができ、そこで「すべての標準規格」を選択した上で、各暦年において、ドイツの裁判所に提起された第一審の特許権侵害訴訟を検索した。

このような検索を 2012 年以降の 10 年間について行った結果、以下の件数が各暦年において提起された標準規格に関する特許権侵害訴訟の件数として把握することができた。

暦年	提訴された SEP に関する特許権侵害訴訟の件数
2012年	11件
2013年	7件
2014年	13件
2015年	25件
2016年	30件
2017年	32件
2018年	27件
2019年	30件
2020年	33件
2021年	31件

上記は、各暦年において、提訴された件数を上記の方法による検索に基づいて抽出したものの

¹⁷ <https://clarivate.com/darts-ip/why-darts-ip/>

である。上記のように、2012 年から 2012 年までは件数として 10 件前後であるが、2015 年以降は 30 件前後で推移している。2015 年に CJEU における Huawei v. ZTE の事件の決定が出されており、標準必須特許のライセンス交渉についての一定の基準が示されたことも 2015 年以降の増加の原因の一つとも考えられるが、この点を正確に分析することは困難である。

イ) 中国

中国においては、Darts-IP 上での検索により有意なデータを抽出することができなかつたため、中国国内において実務家の間において広く使われている判例データベースである IP House を利用すると共に、更に情報収集に努めた。

まず、裁判所において受理された案件数のデータとしては、中国の法律事務所である Lexfield Law Offices（英文名）が公表しているデータ¹⁸があり、以下の通りである。

暦年	受理された SEP に関する特許権侵害訴訟の件数
2011 年	10 件
2012 年	3 件
2013 年	3 件
2014 年	10 件
2015 年	7 件
2016 年	47 件
2017 年	22 件
2018 年	51 件
2019 年	7 件

一方、判例データベースである IP House にて、各暦年中における標準必須特許に関わる判決を検索したところ、以下の件数を抽出した。

暦年	受理された SEP に関する特許権侵害訴訟の件数
2013 年	2 件
2014 年	2 件
2015 年	7 件
2016 年	14 件
2017 年	31 件
2018 年	28 件
2019 年	14 件
2020 年	17 件

¹⁸ <https://www.zhichanli.com/p/953097797>

2021 年	12 件
--------	------

Lexfield Law Offices のデータは案件の受理件数であり、IP House から抽出したデータは判決の数であるため、数としては一致しないが、いずれも 2015 年までは低水準であるもののその後増加し、但し 2019 年以降は落ち着いていると見ることができる。

ウ) 米国

米国においても、検索プラットフォームとしては、国際的な知的財産権に関する判例データベースである Dart's-IP を利用し、傾向を把握することを試みた。Dart's-IP においては、「標準規格」の案件を検索することができ、そこで「すべての標準規格」を選択した上で、各暦年において、米国の連邦裁判所に提起された第一審の特許権侵害訴訟を検索した。

このような検索を 2012 年以降の 10 年間について行った結果、以下の件数が各暦年において提起された標準規格に関する特許権侵害訴訟の件数として把握することができた。

暦年	提訴された特許権侵害訴訟の件数
2012 年	76 件
2013 年	136 件
2014 年	62 件
2015 年	125 件
2016 年	50 件
2017 年	54 件
2018 年	26 件
2019 年	72 件
2020 年	50 件
2021 年	42 件

上記は、各暦年において、提訴された件数を上記の方法による検索に基づいて抽出したものである。上記のように、2012 年以降明確な傾向を理由と共に見出すことは困難なところではあるが、2015 年までの間にかかる標準規格に関する特許権侵害訴訟の件数が顕著に多かったことが分かる。これは、特許権侵害訴訟全体の傾向と概ね一致するところである。なお、Darts-IP においては、特定の法的論点についての案件を抽出することも可能である。このうち、FRAND についての参考案件は、米国において 73 件あった（2002 年以降である）。かかる案件が FRAND 要件に関する議論等実体的な議論がなされた判例のおおよその数と把握できる。

(3) 各国・地域における標準必須特許を巡る主要な裁判例や当局・裁判所・標準化機関等が策定した文書等

① ドイツ

ドイツにおいては、欧州の中で最も多く標準必須特許に関する特許権侵害訴訟が提起されており、判例の集積が進んでいる。本調査においては、ドイツにおける 2020 年及び 2021 年の主要な標準必須特許に関する特許権侵害訴訟について調査した。欧州における標準必須特許に関する特許権侵害訴訟においては、Huawei 対 ZTE 事件における 2015 年の欧州連合司法裁判所（CJEU）の決定（2015 年 07 月 16 日 - 事件番号：C-170/13）（2015 年 CJEU 決定）が、競争法の観点からの基本的な判断の枠組みを示しているが、以降、かかる判断枠組みの下で欧州各国の標準必須特許に関する特許権侵害訴訟は判断がなされていると言える。本調査においてはそれ以降の期間が調査対象となっているため、2015 年 CJEU 決定の枠組みを前提とした裁判例が主である。2015 年 CJEU 決定の判断枠組みについてであるが、標準必須特許についてのライセンス交渉を、①特許権者が、侵害の証拠を提示する段階、②実施者がライセンスを受ける意思を表明する段階、③特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う段階、及び④実施者が FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行う段階の 4 ステップ（4 段階）に分けて検討し、判断する枠組みである。仮に、特許権者が誠実協議義務を果たしていないと判断されれば差止請求は認められず、一方、実施者が誠実協議義務を果たしていないと判断されれば、損害賠償請求に加え、差止請求も認められることとなる。

以下が調査対象となった裁判例のリストである。

主要な裁判例

以下が検討した裁判例である。

	検討した裁判例	判旨
1	裁判所：連邦司法裁判所 (Bundesgerichtshof) 判決期日：2020 年 5 月 5 日 (KZR 36/17) 原告（上告人）：Sisvel 被告（被上告人）：Haier	本件は、2015 年 CJEU 決定（以下に定義する）以降最初の連邦司法裁判所の決定である。連邦司法裁判所は、デュッセルドルフ高等裁判所において主として発展した硬直的なアプローチから脱し、標準必須特許の実施者により大きな責任を置く、より柔軟なアプローチを採用した。
2	裁判所：連邦司法裁判所 (Bundesgerichtshof) 判決期日：2020 年 11 月 24 日 (KZR 35/17)	本件では、Sisvel により追加で主張された特許の有効性を認めた後、連邦司法裁判所は上記 1 の Sisvel 判決により確立されたより柔軟なアプローチを確

	原告（上告人）：Sisvel 被告（被上告人）：Haier	認し、両当事者が紛争を解決するための誠実な努力をするべきであることを強調した。連邦司法裁判所は、さらに、2015年CJEU決定の枠組みは、標準必須特許権者にとって、各ステップに沿って行動していると認められる場合は、独占禁止法の観点からの検討において、本質的にはセーフハーバーとなると判断した。
3	裁判所：カールスルーエ高等裁判所 判決期日：2020年12月9日（6U103/19） 原告（被控訴人）：Sisvel 被告（控訴人）：Wiko	本判決は、Sisvel決定において連邦司法裁判所が述べた標準必須特許の実施者に要求される積極的な貢献についての指標を詳述した。カールスルーエ高等裁判所は、標準必須特許権者による最初のオファーはその概要のみで一旦は足りることもあり、一方で実施者のFRANDに依拠しないカウンターオファーはライセンスを受ける意思がないことを示すものとなり得る、と判断した。
4	裁判所：マンハイム地方裁判所 判決期日：2021年3月2日（2O131/19） 原告：LG 被告：TCL	マンハイム地方裁判所の本判決は、カールスルーエ高等裁判所（上記3）及び連邦司法裁判所の道標に続くものである。本判決は両当事者の対応が判断される必要があることを確認し、標準必須特許権者のオファーがFRANDでないとしても実施者はカウンターオファーをしなければならないと判断した。本判決は、実施者は遅延を避けることを注意喚起し、また実施者は裁判手続の期限まで待たずにより積極的な役割を果たすことを提案している。
5	裁判所：カールスルーエ高等裁判所 判決期日：2021年2月12日（6U130/20） 原告（被控訴人）：Nokia 被告（控訴人）：Daimler	本判決において、カールスルーエ高等裁判所は直近の連邦司法裁判所の決定を確認し、標準必須特許権者のオファーがFRANDであるか否かに関わらず実施者のライセンスを受ける意思を評価す

		<p>るために実施者のカウンターオファーを評価することにつき同意した。ただし、重要であるのは、特許権者に対して特定のライセンスの料率の設定を委ねた実施者についてライセンスを受ける意思なしと判断しなかったことである。</p>
6	<p>裁判所：ミュンヘン第一地方裁判所 判決期日：2021年2月25日（7014276/20） 原告：InterDigital 被告：Xiaomi</p>	<p>本判決において、特許権者は、海外の裁判所により出された訴訟差止の仮処分が特許権者がドイツにおいて標準必須特許の権利行使をすることを妨げない旨を確認する仮処分決定をすることを裁判所に求めた。裁判所ではかかる仮処分を認め、海外の裁判所において訴訟差止の仮処分を求めまたは取得した実施者は通常はライセンスを受ける意思がないものと考えられると明示した。</p>
7	<p>裁判所：ミュンヘン第一地方裁判所 判決期日：2021年6月24日（7036/21） 原告：Huawei 被告：Conersant</p>	<p>本件において、標準必須特許権者は、実施者が中国にて訴訟差止の仮処分を求めることを禁じる仮処分を求めた。裁判所はかかる申立を認め、中国の裁判所が適切にドイツ特許が特許権者に認めている知的所有権について判断することは困難であろうとして仮処分を認めた。</p>
8	<p>裁判所：デュッセルドルフ高等裁判所 判決期日：2021年7月14日（I-2U 13/21） 原告：Dolby International 被告：TCL Mobile</p>	<p>本件において、デュッセルドルフ高等裁判所は、2021年5月25日の第一審判決（Case No. 4b O 83/19）の執行停止を求めるTCLの請求を認めなかった。また、デュッセルドルフ高等裁判所は、パテントプールを通じた特許権の行使は、標準必須特許と非標準必須特許を抱き合わせていない限り、通常は独占禁止法上問題とならないことを確認した。さらに、実施者がパテントプールとの交渉を拒絶し、特許権者とのみ交渉す</p>

		ることを希望する場合、その説得的な理由を有する必要がある、とした。
9	<p>裁判所：デュッセルドルフ地方裁判所 判決期日：2020年11月26日（4c O 17/19） 原告：Nokia 被告：Daimler ※CJEUに付託</p>	<p>本件において、デュッセルドルフ地方裁判所は、標準必須特許権者がサプライヤーの優先的なライセンスについて義務を有するかという論点についての詳細なガイダンスを求めながら、2015年CJEU決定についてのいくつかの論点に言及した。かかる言及は、両当事者が和解し、すべての裁判手続が取り下げられたため、すべて仮定のものとなった。</p>
10	<p>裁判所：マンハイム地方裁判所 判決期日：2020年8月21日（20136/18） 原告：IP Bridge 被告：TCT</p>	<p>本件において、マンハイム地方裁判所は、標準必須特許権者が十分な説明を提供しながらライセンスオファーをし、実施者がかかるオファーを受諾することを拒否した場合、仮に標準必須特許権者による元のライセンスオファーがFRAND条件を充たしていなかったとしても、実施者はFRAND条件を充たしたカウンターオファーをしなければならない、と判断した。</p>
11	<p>裁判所：デュッセルドルフ地方裁判所 判決期日：2020年5月7日（4c O 44/18） 原告：HEVC (Dolby) 被告：MAS Elektronik</p>	<p>本件において、デュッセルドルフ地方裁判所は、標準必須特許権者は提案したライセンス条件がなぜFRANDであるかの詳細な説明を提供しなければならないと判断した。これは、従前締結されたすべてのライセンス契約の開示を必要とするものではないが、一部のライセンス契約を選んで同じ製品についての関連する契約と共に開示することは必要である。本件では、標準必須特許権者のオファーはかかる要件を充たしている。しかしながら、実施者はFRAND条件を充たしたカウンターオファーをしておらず、これによって裁判所は標準必須特許権者の主張を</p>

		認めた。
12	<p>裁判所：デュッセルドルフ地方裁判所 判決期日：2018年11月15日（4a O 17/17） 原告：Tagivan（MPEG-LA） 被告：Huawei</p>	<p>本件において、デュッセルドルフ地方裁判所は、標準必須特許権者が侵害通知を提供すること（ステップ1）およびFRAND条件を充たしたライセンスオファーをすること（ステップ3）の要件を充たしているとの判断をした。被告（Huawei）は適切にライセンス意思を示したが、カウンターオファーが、当該特許権者の特許権は含んでいたもののMEGA LAプールの他の特許を含んでいなかったため、FRAND条件を充たしていなかった。さらに、カウンターオファーは、事実に基づく正当化理由なく、異なる地域（特に中国）により異なるライセンス料率を設定していた。被告による二度目のカウンターオファーは最終の口頭弁論が終了した後に行われたものであるため遅延したものであり、FRANDではないとされた。</p>
13	<p>裁判所：マンハイム地方裁判所 判決期日：2018年9月28日（7 O 165/16） 原告：IP Bridge 被告：HTC</p>	<p>本件において、マンハイム地方裁判所は、特許権者の対応およびライセンスオファーがFRAND条件を充たすものではないとして、被告の主張を受け入れた。一度目のオファーは、特許ポートフォリオのうち一つの特許でも有効であればライセンス料率は変更されないとしていたため、実体的なFRAND条件を充たさなかった。二度目のオファーは、その条件がFRANDであることの裏付けが遅延したためにFRAND条件を充たさないと判断された。標準必須特許権者は、比較可能なライセンス契約にかかる裏付けの</p>

		ために提出したが、仮処分を提起するわずか 22 日前のことであった。
--	--	------------------------------------

以上のように、上記のドイツの判例においては、基本的には CJEU2015 年決定の枠組みを維持しながら、連邦司法裁判所からより柔軟なアプローチが示されている。また、高等裁判所・地方裁判所においては、各案件の事案に応じながら、4 ステップの判断におけるより具体的な基準や道標が示されていると言える。

これらの判例を上記の 4 ステップに沿って分析し、整理した一覧表が、別紙 1. である。

② 中国

中国においては、上記の通り、近年標準必須特許に関する特許権侵害訴訟が一定程度提起されており、判例の集積もある。一方、中国の裁判実務においては裁判所より公表されているガイドライン等の政策文書が判例以上の影響を実務に与えるため、以下ではまず、裁判所・政府機関等が策定した文書等につき検討の上、主要な裁判例につき言及する。

裁判所・標準化機関等が策定した文書等

以下が検討した政策文書である。

	検討した文書名（中国語名と日本語訳を併記）
1	关于禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为的规定（2020 年 10 月 23 日）：知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定
2	广东省高级人民法院关于审理标准必要专利纠纷案件的工作指引：広東省高級人民法院より 2018 年に出されている SEP に関する訴訟についてのガイドライン
3	国务院反垄断委员会关于知识产权领域的反垄断指南（2019 年 1 月 4 日）：國務院独占禁止委員会による知的財産権分野に関する独占禁止ガイドライン
4	国家标准委、国家知识产权局关于发布《国家标准涉及专利的管理规定(暂行)》的公告（2013 年 12 月 19 日）：国家標準委、国家知識産権局による「国家標準と特許に関する管理規定（暫定）」の公告
5	最高人民法院关于审理侵犯专利权纠纷案件应用法律若干问题的解释（二）（2020 年修订）（2020 年 12 月 29 日）：最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈（二）
6	最高人民法院印发《关于修改〈民事案件案由规定〉的决定》的通知（2020 年 12 月 29 日）：最高人民法院による不正競争民事案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈
7	北京市高级人民法院《专利侵权判定指南（2017）》：北京市高級人民法院より出されている特許権侵害の決定に関するガイドライン（2017 年 4 月 20 日付）

8	北京市高级人民法院知识产权民事诉讼证据规则指引：北京市高级人民法院より出されている知的財産権に関する民事訴訟手続における証拠についてのルールに関するガイドライン（2021年4月22日付）
9	北京市高级人民法院关于加强知识产权审判促进创新发展的若干意见（2018年9月20日）：北京市高级人民法院による知識産権案件の審理の創新発展の強化に関する若干の意見

これらの政策文書等は、中国の裁判実務においてその影響力が強いのであるが、標準必須特許に関する記載においては、その内容から2015年CJEU決定の4ステップの判断枠組みに強く影響を受けていることが分かる。そこで、かかる4ステップの判断枠組みに沿った分析をした。かかる4ステップルールの各ステップについて参考となる記載があるのは、上記のリストのうち2、7及び8の、広東省高級人民法院及び北京市高级人民法院より出されているガイドラインである。以下は、各ガイドラインにおける記載のうち、CJEUの4ステップルールの侵害証拠提示、ライセンスを受ける意思表示、ライセンス条件提示及び対案提示の各ステップにおける特許権者と実施者の義務等に関する記載の和訳である。

ア) 侵害証拠提示（NDA 含む）

・**広東ガイドラインのポイント**：特許権者は侵害証拠の提出および関係する特許権の範囲を明示することが必要である。

13 条 1—2 項

次のような行為は、標準必須特許権者が公平性、合理性、非差別性の義務に違反し、明らかな過失があると認定することができる。

- (1) 実施者に交渉の通知をしなかったこと、または商慣習や取引の習慣に従って関係する特許権の範囲を明確に示さなかったこと。
- (2) 実施者が特許ライセンス交渉に応じる意思を明確に表明したにもかかわらず、商慣習や取引慣行に従って、例示的な特許リストやクレームチャートなどの特許情報を実施者に提供しなかった場合。

・**北京ガイドライン 2017 のポイント**：特許権者は書面により権利侵害の通知、請求項の範囲や具体的な侵害の態様を提示すべきである。

152 条 1—3 項

標準必須特許の権利者が故意に公正、合理的、非差別的にライセンスする義務に違反した証拠がなく、かつ、実施者がライセンス交渉で明らかな過失がない場合、実施者が主張するライセンス料を人民法院に適時提出するか、その金額以上の担保金を提供すれば、特許権者の特許の実施に対する差止請求は一般的に認められない。

以下のような場合、特許権者が、公正、合理的かつ非差別的なライセンスを行う義務に故意に

違反したとみなされる。

(1) 実施者に対して、特許権の侵害を書面で通知せず、その特許権の範囲や具体的な侵害の態様を明示しなかったこと。

(2) 実施者が特許ライセンスの交渉に応じる意思を明確に表明したにもかかわらず、特許情報を提供しなかったり、商習慣に則って具体的なライセンス条件を書面で提示しなかった場合。

・**北京ガイドライン 2021 のポイント**：特許権者は書面により権利侵害の通知、請求項の範囲や具体的な侵害の態様、回答期限を提示すべきである。

2.51 条 1－3 項

実施者は、特許権者が公正、合理的かつ非差別的なライセンス義務に意図的に違反したことを証明するために、以下の証拠を提出することができる。

(一) 特許権の侵害を書面で実施者に通知せず、侵害の範囲と具体的な侵害の態様を明示しなかったこと。

(二) 実施者が特許ライセンス交渉に応じる意思を明示した後に、商慣習や商習慣に則って、実施者に特許情報を提供したり、具体的なライセンス条件を書面で提示したりしなかったこと。

(三) 商慣行や取引慣行に合致した回答期間を実施者に提供しなかったこと。

上記各ガイドラインの記載よりすれば、中国の裁判所においては、2015 年 CJEU 決定の 4 ステップルールのうち第 1 ステップ、すなわち侵害証拠提示の段階において、特許権者としては、実施者に対し、書面により侵害の範囲や態様を示す必要があり、また商慣習や商習慣に従って特許情報、例示的な特許リストやクレームチャート等を提供し、具体的なライセンス条件を提示する必要がある、と考えられていると理解できる。

イ) ライセンスを受ける意思表示

・**広東ガイドライン**：実施者は特許権者側が提示したライセンス条件などに対して、合理的な期間内に確定的な回答を行うべきである。

14 条 1 項、2 項、6 項

以下の行為をした場合は、実施者側に明らかな過失があると認められる場合がある。

(1) 標準必須特許の権利者からの交渉通知の受領を拒否した場合、または交渉通知の受領後、合理的な期間内に確定的な回答をしなかった場合。

(2) 秘密保持契約の締結を不当に拒否したことが原因で交渉の継続が不可能になった場合。

(6) 正当な理由なくライセンスの交渉を遅延または拒否する場合。

・**北京ガイドライン 2017**：合理的な期間内に積極的な回答が必要。

153 条 1 項、3 項

特許権者が公正、合理的かつ非差別的なライセンスの義務を履行していないが、実施者にも

明らかに交渉上の過失がある場合、標準実施行為の中止を求める特許権者の主張を支持すべきかどうかを判断する前に、当事者の過失の程度を分析し、ライセンス交渉の中断について主要な責任を負うべき当事者を判断すべきであるとしている。

以下のような場合、標準必須特許のライセンスの交渉において、実施者は明らかに過失があると判断される可能性がある。

(1) 特許権者からの書面による侵害通知を受け取った後、合理的な期間内に積極的な回答をしなかった場合。

(3) 合理的な理由なく、ライセンス交渉を妨害、遅延、または参加を拒否すること。

・**北京ガイドライン 2021**：合理的な期間内に積極的な回答が必要。

2.52 条 1、3 項

特許権者は、実施者が標準必須特許のライセンスを交渉する過程で明らかな過失があったことを証明するために、以下の証拠を提出することができる。

(一) 特許権者からの侵害に関する書面による通知を受け取った後、合理的な期間内に積極的な対応をしなかったこと。

(三) 合理的な理由なく、ライセンス交渉を妨げ、遅らせ、または参加を拒否すること。

上記各ガイドラインの記載よりすれば、中国の裁判所においては、2015 年 CJEU 決定の 4 ステップルールのうち第 2 ステップ、すなわちライセンスを受ける意思表示の段階において、実施者としては、特許権者より侵害に関する通知を受け取った後、合理的期間内に積極的に対応する必要があり、ライセンス交渉を不当に妨げたり遅延したりすることは実施者としてすべきではない、と考えられていると理解できる。

ウ) ライセンス条件提示 (NDA 含む)

・**広東ガイドライン**：特許権者は合理的なライセンス条件を合理的な期間中に提示する義務がある。

13 条 3—5 項

次のような行為で、標準必須特許権者が公平性、合理性、無差別性の義務に違反し、明らかな過失があると認定されることができる。

(3) 実施者に対して、具体的なライセンス条件やライセンス料の算出方法を示さなかったり、明らかに不合理なライセンス条件を提案した原因で特許ライセンス契約が締結されなかった場合。

(4) 合理的な期間内に回答しなかったこと。

(5) 正当な理由なく、交渉を妨害したり、中断させたりすること。

・**北京ガイドライン 2017**：権利者は有する特許権の情報、ライセンス条件を書面的に提供する義務がある。

152 条 2-3, 5 項

標準必須特許の権利者が故意に公正、合理的、非差別的にライセンスする義務に違反した証拠がなく、かつ、実施者がライセンス交渉で明らかな過失がない場合、実施者が主張するライセンス料を人民法院に適時提出するか、その金額以上の担保金を提供すれば、特許権者の実施に対する差止請求は一般的に認められない。

以下のような場合、特許権者が、公正、合理的かつ非差別的なライセンスを行う義務に故意に違反したとみなされる。

(2) 実施者が特許実施許諾の交渉に応じる意思を明確に表明したにもかかわらず、特許情報を提供しなかったり、商慣習に則って具体的なライセンス条件を書面で提示しなかった場合。

(3) 被告人である侵害者に対し、商慣習や取引慣行に合致した回答期間を提供しなかったこと場合。

(5) 権利実施の許諾交渉の過程で、明らかに不合理な条件を主張し、その結果、特許権行使のためのライセンス契約を締結することができなかった場合。

・**北京ガイドライン 2021** : 特許権者は書面的により権利侵害の通知、請求項の範囲や具体的な侵害の態様、回答期限を提示すべきである。

2.51 条 1-3 項

実施者は、特許権者が公正、合理的かつ非差別的なライセンス義務に意図的に違反したことを証明するために、以下の証拠を提出することができる。

(一) 特許権の侵害を書面で実施者に通知せず、侵害の範囲と具体的な侵害の態様を明示しなかったこと。

(二) 実施者が特許ライセンス交渉に応じる意思を明示した後に、商慣習や商慣習に則って、実施者に特許情報を提供したり、具体的なライセンス条件を書面で提示したりしなかったこと。

(三) 商慣行や取引慣行に合致した回答期間を実施者に提供しなかったこと。

上記各ガイドラインの記載よりすれば、中国の裁判所においては、2015 年 CJEU 決定の 4 ステップのうち第 3 ステップ、すなわちライセンス条件提示の段階において、特許権者としては、合理的な期間内にライセンス条件を提示し、かつその条件も商慣習に従って合理的な内容である必要がある、と考えられていると理解できる。

工) 対案提示 (NDA 含む)

・**広東ガイドライン** : 対案の提示を行わなかった場合、明らかに過失があると認定される。

14 条 4-6 項

以下の行為は、実施者側に明らかな過失があると認められる場合がある。

(4) 標準必須特許の権利者からライセンス条件を受け取った後、合理的な期間内に実質的な内容を含む回答をしなかった場合。

(5) 提案された実施条件が明らかに不合理であるため、特許ライセンス契約を締結することができない場合。

(6) 正当な理由なく実施許諾の交渉を遅延または拒否する場合。

・**北京ガイドライン 2017**：実施者は特許権者が提案したライセンス条件を拒否した場合に新たなライセンス条件を対案として提供することが必要。

153 条 2-4 項

特許権者が公正、合理的かつ非差別的なライセンスの義務を履行していないが、実施者にも明らかに交渉上に過失がある場合、標準を実施する行為の差止を求める特許権者の主張を認めるべきかどうかを判断する前に、当事者の過失の程度を分析し、ライセンス交渉の中断について主要な責任を負うべき当事者を判断すべきであるとしている。

以下のような場合、標準必須特許のライセンスの交渉において、実施者は明らかに過失があると判断される可能性がある。

(2) 特許権者から書面によるライセンス条件を受け取った後、特許権者が提案したライセンス条件を受け入れるかどうかについて、合理的な期間内に積極的に回答しなかった場合、または特許権者が提案したライセンス条件を拒否した場合に新たなライセンス条件を提案しなかった場合。

(3) 合理的な理由なく、許諾の交渉を妨害、遅延、または参加を拒否すること。

(4) ライセンス条件の交渉において、明らかに不合理な条件を主張し、その結果、特許ライセンス契約が締結されなかったこと。

・**北京ガイドライン 2021**：実施者は特許権者が提案したライセンス条件を拒絶した場合に新たなライセンス条件を対案として提供することが必要。

2.52 条 2-4 項

特許権者は、実施者が標準必須特許のライセンスを交渉する過程で明らかな過失があったことを証明するために、以下の証拠を提出することができる。

(二) 特許権者の書面による許諾条件を受領したにもかかわらず、当該ライセンス条件を受け入れるか否かについて合理的な期間内に積極的な回答をせず、特許権者の提案したライセンス条件を拒絶した場合には新たなライセンス条件を提案しなかったこと。

(三) 合理的な理由なく、ライセンス交渉を妨げ、遅らせ、または参加を拒否すること。

(四) ライセンス条件の交渉過程において、明らかに不合理な条件を課し、その結果、実施許諾契約を締結することができなくなること。

上記各ガイドラインの記載よりすれば、中国の裁判所においては、2015 年 CJEU 決定の 4 ステップのうち第 4 ステップ、すなわち対案提示の段階において、実施者としては、特許権者よりライセンス条件の提案を受け取った後、合理的期間内に返答する必要があり、仮に特許権者の提案に合意しない場合は新たなライセンス条件を提案する必要があり、また交渉を不当に

妨げたり遅延したりすることは実施者としてすべきではない、と考えられていると理解できる。

オ) 全体取りまとめ

以上のように、中国においては、標準必須特許の特許権侵害訴訟において参照されるガイドライン等があるが、その中でも広東省高級人民法院及び北京市高級人民法院より出されている上記のガイドラインにおいては、2015年 CJEU 決定の4ステップルールを強く意識した記載がなされており、裁判所における判断の参考になっており、ひいては標準必須特許の特許権者及び実施者のライセンス交渉における行動指針ともなり得るものとなっている。

主要な裁判例

次に、中国における近時の標準必須特許の侵害に関する主として2020年及び2021年における主要な裁判例についても検討した。以下が検討した裁判例である。

	検討した裁判例	判旨
1	Xiaomi v. IDC 事件 裁判所：湖北省武汉市中级人民法院 判決期日：2020年12月4日 上訴人（被告）：InterDigital 被上訴人（原告）：小米通讯技术有限公司ほか	上訴人（被告）の請求を棄却。 1. 本裁判所における訴状送達手続きは合法である。 2. 緊急の状況の下、審尋手続を経ずに行為保全の審査を行うことは合法である。今回の審理は、そうした緊急の状況の下で行ったものである。 3. 標準必須特許のライセンス料率についての裁定訴訟 ¹⁹ は、発生しうる妨害・阻害事由、訴訟禁止命令の有効性を考慮しなければならず、重複訴訟・負担の大きい訴訟を避け、ライセンス交渉の促進という最終目的の達成のためのものである。インドにおける訴訟は、本件訴訟の重複訴訟であり、かつ、本件標準必須特許を実施する地域は中国、インドのみではないため、本件禁止命令は合法であり、全世界に及ぶ訴訟禁止範囲も妥当である。 4. 上訴人（被告）はNPEであることに、間違いがない。

¹⁹ 中国において、標準必須特許のライセンス料率を裁判所において定める手続のことを意味する。

		<p>5. 原審では、上訴人（被告）は適法に送達した訴訟の通知メールに応じず、審理に欠席し、証拠の提出も行っていなかった。原審判決は、上訴人（被告）が訴訟禁止令の裁定において提出したすべての証拠を総合的に考慮したものである。上訴人（被告）が主張した証拠の不足の原因は、上訴人（被告）自身にあるため、本院はその主張を認めない。</p> <p>6. 上訴人（被告）は本件訴訟を排除する目的でインドにおける訴訟を提起するものである。そのインドにおける訴訟が本件訴訟の障害にならないとの主張は本院は支持しない。</p> <p>7. 本裁判所は管轄権を有するものであり、国際礼讓原則に違反するものではない。ライセンシーの開発、製造、販売などの行為は標準必須特許のライセンス料率についての紛争に影響するものであり、各行為地に基づいて管轄権を確定することが妥当である。</p> <p>8. 原審が設定した罰金は、将来の発生する可能性がある行為を対象としたものである。上訴人（被告）は、その罰金が発生するまでの間、原審訴訟禁止命令に従って手続きを進める時間が十分にある。訴訟禁止命令の義務の履行を無視した行為は、積極的かつ自発的な違法行為であり、故意または悪意による法の違反であり、個別の不法行為が複数回・継続的に行われたことになるため、違反金額 × 日数という計算方法は妥当である。</p>
2	<p>TCL v. Ericsson 事件</p> <p>裁判所：最高人民法院</p> <p>判決期日：2020年12月30日</p>	<p>上訴人（被告）請求を棄却。1. 原審裁判所は管轄権を有する。TCL社が主張する上訴人（被告）の独占行為の行為地は中国であり、結果が発生する可能性が</p>

	<p>原告（被上訴人）：TCL 集团股份有 限公司ほか</p> <p>被告（上訴人）：瑞典爱立信有限公 司 （ TelefonaktiebolagetLMEricsson ）ほか</p>	<p>ある地域も中国であるため、中国の裁判所 は管轄権を有する。</p> <p>2. 原審訴訟は上訴人（被告）が主張 する重複訴訟ではない。別件の標準必須 特許のライセンス料率についての裁定訴訟 の対象特許、当事者が本件訴訟と一致す るが、両訴訟の法律上の根拠および訴訟 上の請求が異なっている。</p>
3	<p>OPPO v. S.I.SV.EL. 事件</p> <p>裁判所：最高人民法院 判決期日：2020年12月28日 原告（被上訴人）：OPPO 广东移动 通信有限公司ほか 被告（上訴人）： SISVELINTERNATIONALS.A. ほ か</p>	<p>上訴人（被告）請求を棄却。</p> <p>1. 原審裁判所は管轄権を有する。 OPPO 社及び OPPO 社関連会社の登録 地、主たる事業を行っている場所は中国で あり、かつ、OPPO 社が主張する上訴人 （被告）の独占行為の結果発生地は中 国であるため、中国の裁判所は管轄権を有 する。</p> <p>2. 外国裁判所の審理を妨害しないよう、 被上訴人（原告）の訴訟請求の提起を 却下すべきという上訴人（被告）の主張に ついて、本裁判所は支持しない。原審訴訟 は、上訴人（被告）が中国以外の地域で 提起した訴訟との根拠法、事実、理由が異 なり、当事者も完全に同一であるわけでは ない。</p>
4	<p>サムスン v. Ericsson 事件</p> <p>裁判所：湖北省武汉市中级人民法院 判決期日：2020年12月25日 原告：三星电子株式会社（サムス ン）ほか 被告：爱立信公司 （TelefonaktiebolagetLMEricsson）</p>	<p>原告の請求一部認容。</p> <p>1. 本件訴訟の審理期間から判決の効力 発生まで、被告およびその関連会社は、本 件標準必須特許について、中国または他 国の地方裁判所、行政機関、その他の組 織に対して、原告およびその関連会社に対 する暫定の訴訟禁止命令、確定的な訴訟 禁止命令または行政措置の請求を撤回、 中止すべきである。</p> <p>2. 本件訴訟の審理期間から判決の効力 発生まで、被告およびその関連会社は、原 告およびその関連会社に対する本件標準</p>

		<p>必須特許関連の暫定のまたは確定的な訴訟禁止命令、行政措置などの執行の申立を撤回または中止すべきである。</p> <p>3. 本件訴訟の審理期間から判決の効力発生まで、被告及びその関連会社は、原告およびその関連会社に対する本件標準必須特許のライセンス条件の裁定訴訟（ライセンス料率を含め）の申立を撤回、中止すべきである。</p> <p>4. 本件訴訟の審理期間から判決の効力発生まで、被告およびその関連会社は、原告およびその関連会社に対する本件標準必須特許の交渉の中での FRAND 原則の確認の請求を撤回、中止すべきである。</p> <p>5. 本件訴訟の審理期間から判決の効力発生まで、被告およびその関連会社は、原告およびその関連会社に対する本件保全行為に対する撤回または禁止についての請求を撤回、中止すべきである。6. 原告の保全申立担保金を凍結する。</p> <p>7. その他の原告の請求を棄却する。</p>
5	<p>OPPO v Sharp 事件</p> <p>裁判所: 閩東省深圳市中級人民法院 判決期日: 2020 年 10 月 16 日 原告: OPPO 广东移动通信有限公司 ほか 被告: 夏普株式会社 (Sharp Corporation)ほか</p>	<p>原告の請求一部認容。</p> <p>1. 証拠から、2018 年 7 月から当事者双方はライセンス条件について交渉を続けてきたが、本裁定を下す日までに、実質的なライセンス合意には至っていないことが認められる。そこで、原告は、被告が FRAND 原則または誠実の原則に違反することを確認し、標準必須特許の実施許諾条件を設定するよう請求した。当該請求は、事実および法律に基づいたものである。</p> <p>2. 中国の裁判所、そして当裁判所は管轄権を有する。原告の親会社の登録地、主たる事業を行っている場所は中国であり、関連深圳子会社の事業を行っている場所は深圳であり、かつ、本件訴訟の対象であ</p>

		<p>る特許は中国の特許であるため、中国深圳市法院は管轄権を有する。なお、中国の裁判所が併せてライセンス料率に関して裁定することは、紛争の解決、解決の効率性の向上のために有益であり、FRAND 原則の趣旨に沿ったものである。</p> <p>3. 標準必須特許に関する紛争は、典型的な権利侵害紛争または契約紛争ではないが、本件標準必須特許権者がFRAND/RAND 声明を行った会社であり、本件当事者間の交渉も当該宣言および信義則への特別な信頼に基づいたものであり、標準必須特許権者が当該宣言などの違反によって、実施者に経済的損失を負わせたとき、実施者が特許権者に責任を負わせるための請求することができる。そのため、原告請求の契約過失責任の追及標準必須特許の実施許諾条件の裁定が矛盾するものではない。</p>
6	<p>Huawei v. Conversant 事件</p> <p>裁判所：最高人民法院 判決期日：2020年9月11日 原告（上訴人／被上訴人）：华为技术有限公司（Huawei）ほか 被告（上訴人／被上訴人）：康文森无线许可有限公司（Conversant Wireless Licensing S.à.r.l.）,</p>	<p>Conversant Wireless Licensing S.à.r.l.社の請求を棄却。</p> <p>1. 中国の裁判所は管轄権を有し、下した裁定が中国法に基づいたものであり、ドイツ法の違反にはならない。原裁定はドイツにおける訴訟の先行訴訟であり、かつ、裁定内容もドイツ訴訟判決の執行を猶予することのみであり、国際礼讓原則を十分に考慮したと言える。</p> <p>2. ドイツにおける訴訟の判決の執行は、本件原告の経営に甚大な影響があり、本件判決にも影響を及ぼす。</p> <p>3. 原裁定は原告の回復不可能な損失を回避したものである。</p> <p>4. 原裁定は当事者らの利益均衡を十分に考慮したものである。</p> <p>5. Conversant Wireless Licensing</p>

		<p>S.à.r.l.社がドイツ裁判所に提供した担保金は、中国民事訴訟法が規定する保全措置の解除の理由にならない。かつ、司法解釈に従って、保全措置の申立人の同意を得ない限り、被申立者が担保金の提供による措置の解除ができない。</p> <p>6. 訴訟禁止命令の義務の履行を無視したことは、積極的かつ自発的な違法行為となり、故意または悪意の法の違反であり、個別の不法行為が、複数回・継続的に行われたものになるため、罰金額（本件では1日当たり100万元）×日数という計算方法は妥当である。</p>
7	<p>ZTE v. Conversant 事件</p> <p>裁判所：最高人民法院 判決期日：2020年8月21日</p> <p>原告（被上訴人）：中兴通讯股份有限公司（ZTE） 被告（上訴人）：康文森无线许可有限公司 （ConversantWirelessLicensing S.à.r.l.）</p>	<p>上訴人（原告）の請求を棄却、一審判決を維持。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中国の裁判所、さらに原審の裁判所は管轄権を有する。 2. 中国以外の国家・地域で行う訴訟のために、被上訴人（原告）の訴訟の請求を却下すべきとの主張は、根拠がなく、本裁判所は支持しない。
8	<p>Nokia v. Huaqin Telecom 事件</p> <p>裁判所：上海市高级人民法院 判決期日：2020年10月16日</p> <p>原告（上訴人）：诺基亚公司（NokiaCorporation） 被告（被上訴人）：华勤通讯技术有限公司(原名上海华勤通讯技术有限公司)（Huaqin Telecom）</p>	<p>上訴人（原告）の請求を棄却、一審判決を維持。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上訴人（原告）が提出した証拠は、被上訴人（被告）の権利侵害行為の実施の証明に十分ではない。 2. 上訴人（原告）が自ら第三者へ依頼し作成した鑑定報告書に、署名の瑕疵がある。原審裁判所が依頼し作成した報告書に、鑑定の経過のところに瑕疵があり、被上訴人（被告）の製品が上訴人（原告）の特許権範囲に含まれる結論は十分な説得力がない。

9	<p>IWNCOMM v. Sony Ericsson China 事件</p> <p>裁判所：北京市高級人民法院 判決期日：2018年3月28日</p> <p>原告（被上訴人）：西安西電捷通無線ネットワーク通信（IWNCOMM） 被告（上訴人）：索尼移动通信产品（中国）有限公司（Sony 中国子会社）</p>	<p>上訴人（被告）の請求を棄却、一審判決を一部維持。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本件標準必須特許は、上訴人（被告）の製品を完全にカバーするものである。 2. 上訴人（被告）は本件訴訟の対象特許の実施を行ったため、被上訴人（原告）の特許権の侵害に該当する。 3. 単純な使用方法の特許は、製品に及ばないため、本件被上訴人（原告）の製品の販売行為が対象特許権の消尽を起こさない。 4. 当事者双方は、2009年から2015年の間に、本件標準必須特許について交渉を数回行った。期間中、被上訴人（原告）は、特許リストの提供、説明を行い、秘密保持契約の締結をした上でのクレームチャートの提供に同意した。それに対して、上訴人（被告）は、秘密保持契約を締結することなくクレームチャートを提要するよう求めたうえ、関連標準必須特許を「実施していない、ライセンスを受ける理由がない」などの主張をしたが、具体的な説明をしなかった。これらの事実に鑑みて、本件標準必須特許のライセンスの交渉において、上訴人（被告）は明らかな過失があると言える。
10	<p>Huawei v. Samsung, China 事件</p> <p>裁判所：広東省深圳市中級人民法院 判決期日：2018年1月4日</p> <p>原告：華為技术有限公司（Huawei） 被告：三星（中国）投资有限公司ほか（Samsung）</p>	<p>原告の請求を一部容認。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 標準必須特許のライセンス料率の交渉中、被告らは明らかな過失が存在し、FRAND原則の違反に該当する。原告は、明らかな過失がない。 2. Huawei社特許の範囲は、サムスン社製品をカバーしている。そのため、サムスン社の関連製品の製造、販売は、Huawei社の特許権の侵害行為に当たる。
11	<p>Huawei v. Samsung, China 事件</p>	<p>上訴棄却、一審判決を維持。 Huawei社特許の範囲は、サムスン社製</p>

	<p>裁判所: 福建省泉州市中級人民法院 判決期日: 2017年12月22日 原告(上訴人/被上訴人): 華為技術有限公司(Huawei) 被告(上訴人/被上訴人): 三星(中國)投資有限公司ほか(Samsung)</p>	<p>品をカバーしている。そのため、サムスン社の関連製品の製造、販売は、Huawei社の特許権の侵害行為に当たる。</p>
12	<p>Huawei v. Samsung, China 事件 裁判所: 北京市高級人民法院 判決期日: 2016年2月29日 原告(被上訴人): 三星電子株式会社(Samsung) 被告(上訴人): 華為技術有限公司(Huawei)</p>	<p>上訴棄却、一審判決を維持。 1. 原審の裁判所は管轄権を有する。 2. サムスン社は原審の裁判所に訴訟を提起する行為は、法律規定に沿ったものである。</p>
13	<p>Huawei v. IDC 事件 裁判所: 広東省高級人民法院 判決期日: 2013年10月21日 原告(上訴人/被上訴人): 華為技術有限公司(Huawei) 被告(上訴人/被上訴人)(原審被告): 交互数字技術公司(InterDigital Technology Corporation)ほか</p>	<p>上訴棄却、一審判決を維持。 1. 原審での被告らは関連会社であり、共同被告とすることは妥当である。 2. 知的財産権は属地性を有するものであり、特許権ごとに市場を分けることが妥当である。 3. 標準必須特許は代替性がなく、その所有者は関連市場に支配的な地位を有する。 4. 原判決は、原審裁判所が関連するライセンス料率の比較、他社の実態、クロスライセンスの状況、InterDigital社の関連訴訟などを考慮した上で判断したものである。なお、そのInterDigital社の当該標準必須特許について、不当かつ過大な価格設定を行ったことへの認定は妥当である。 5. 原審判決で確定した賠償金額は法律を従ったものであり、妥当である。</p>
14	<p>Huawei v. IDC 事件 裁判所: 広東省高級人民法院 判決期日: 2013年10月16日</p>	<p>上訴棄却、一審判決を維持。 1. InterDigital Communications, INC社は被告適格がある。</p>

<p>原告（被上訴人）：華為技術有限公司（Huawei） 被告（上訴人）：交互數字通信有限公司(InterDigital Communications, INC)ほか</p>	<p>2. 専門家証人への尋問は、裁判所の判断によるものであり、必ず行う手続ではない。そのため、原審裁判所において裁判手続上に違法があるとの主張は根拠がない。</p> <p>3. 標準必須特許の料率の争いは、必ず ETSI 組織の所在地であるフランスで行うものではない。本件標準必須特許は、中国法に従って成立するものである。かつ、当事者双方も、紛争解決に関する裁判所の合意がない。そのため、中国法に従って、原審裁判所において訴訟を行うことは不当ではない。</p> <p>4. 原審裁判所が中国法を基づいて FRAND 原則への解釈を行ったことについては問題がない。</p> <p>5. 中国法は標準必須特許の料率について明確な規定はないが、専利法の特許に対する強制許諾の対価に関する規定を援用できる。本件原審裁判所が提示した料率は、業界の現状、事実などを総合的に考慮の上に行ったものであり、妥当である。</p> <p>6. 原審判決は、原告（被上訴人）の請求を基づいて判断を下したものであり、請求以外の内容について審理しないことが法律規定に合致する。</p>
--	---

以上のように、直近では、中国と中国以外の国に双方において標準必須特許についての紛争となった場合における訴訟禁止命令に関する裁判例が特徴的であり、また管轄が問題となった案件も多いと言えよう。

一方、標準必須特許権者と実施者との間におけるライセンス交渉に関しては、2015 年 CJEU 決定の枠組みが意識されていると言えよう。これらの判例を CJEU の 4 ステップルールに沿って分析した一覧表が別紙 2. である。ここでは、必ずしも上記の裁判所の判断にて触れられていない部分であっても、原審も含め事情として挙げられた事情を列記したものである。一方、情報の判旨については、当該裁判所の判断部分をまとめている。

③ 米国

米国においては、2020 年 1 月以降の主要判例について検討の上、分析した。以下が検討した判例及び政府文書の一覧表である。

裁判例		
Federal Trade Commission v. Qualcomm, 969 F.3d 974 (9th Cir. 2020)	米国連邦第 9 巡回区控訴裁判所 2020 年 2 月 13 日判決	**連邦取引委員会は、最高裁へ上訴しないことを明らかにしている。もっとも、この分野は、連邦取引委員会が注意深く監視する関心分野であるとしている。 本件において、第 9 巡回区控訴裁判所は、Qualcomm は、競合する半導体のサプライヤーに対し、自己の有する標準必須特許をライセンスする何らの独禁法上の義務も負わず、FRAND 義務の違反は、契約法又は特許法上の問題であると判示した。
Godo Kaisha IP Bridge 1 v. TCL Commun. Tech. Holdings Ltd., 967 F.3d 1380 (Fed. Cir. 2020)	米国連邦巡回控訴裁判所 2020 年 8 月 4 日判決	本件において、米国連邦巡回区控訴裁判所は、標準必須性の問題は、侵害の状況下において、事実認定者 (trier of fact) により解決されるべき一つの事実であり、クレームの解釈の際に決定されるべき法的問題ではないと判示した ²⁰ 。
Lenovo United States v. Interdigital Tech. Corp., 2021 U.S. Dist. LEXIS 56571 (D. Del. Mar. 24, 2021)	米国デラウェア地区連邦地方裁判所 2021 年 3 月 24 日	本件において、米国デラウェア地区連邦地方裁判所は、被告が FRAND 条件を超えるロイヤルティを要求し、これにより原告が携帯電話技術の市場へアクセスできないようにしたことについて十分に主張したことから (これはセクション 2 の違反を主張するのに十分である)、原告は、独禁法上の原告適格を有していたと判示した。 もっとも、標準必須特許および SSO (Standard Setting Organization) 契約は、通常は競争を促進すると考えられていることから、原告は、セクション 1 の違反を主張しなかった。

²⁰ すなわち、標準必須性はトライアルにおける事実認定において決定されるべき問題であり、法的解釈 (特許の文言解釈を含む) の問題として裁判官が決定するべき問題ではない、と判断したこととなる。なお、特許の請求項の解釈の問題は法的問題と考えられている。

Optis Wireless Tech., LLC v. Apple, Inc., No. 2:19-cv- 00066, 2020 U.S. Dist. LEXIS 36104 (E.D. Tex. Feb. 28, 2020)	米国テキサス州東部地区連邦地方裁判所 2020 年 2 月 28 日	本件において、裁判所は、原告が英国法上の義務を遵守している点についての確認判決の請求を拒絶し、外国の特許に関する権利および義務に関して管轄を認めることまたは当該権利及び義務を認めることを拒否した。また、裁判所は、米国における特許も問題となっていたことから、訴えの却下を求める申立についても認めなかった。
Ericsson Inc. v. Samsung Elecs. Co., No. 2:20-cv- 00380-JRG (E.D.Tex. Jan 11, 2021)	米国テキサス州東部地区連邦地方裁判所 2021 年 1 月 11 日	本件においては、中国においても並行して訴訟が係属していたが、裁判所は、Samsung に対して、中国の事案において、FRAND 義務を果たしたか否かを決定する裁判所の能力を妨げる措置、または、Ericson が米国において自己の特許権を行使する権利を奪う措置をとらないことを命じる差止命令を発令した。
政府によるガイダンス		
September 10, 2020 Supplement, Update, and Appendix to the February 2, 2015 Business Review Letter to the IEEE	2020 年 9 月 10 日 (トランプ政権)	<p>2015 年のビジネスレビューレター（以下「BRL」という）は、原則として標準必須特許の特許権者が行使可能な権利を制限し、また、潜在的な実施権者が侵害訴訟の結果を遵守することを拒絶しない限り、標準必須特許の特許権者が差止命令を取得することを禁止し、さらに、差止が適切であるとみなされる範囲を狭めた。新たな 2020 年補足書（Supplement）は、以下のとおり明確にしている。「差止による救済は、極めて重要な執行措置であり、交渉手段である。特許権者（必須特許権者を含む）は、実施権者が合理的な条件について交渉を受け入れない場合に、当該救済により、伝統的な衡平法上の原則に従って、自己の発明について適切な価値を取得することができる。」</p> <p>当該レターは、両当事者には、FRAND 条件に基づいてロイヤルティ率を計算する上での柔軟性が付与されるべきであると説明している。</p>
[上記の撤回]	2021 年 4 月 (バイデン政権)	「司法省は、2020 年（補足書）をウェブサイト上の競争を擁護するページに移動し、2015 年（BRL）に付されていたウォーターマークを削除す

		ることで、2015年（BRL）を、元の立場に戻した。これは、現行の省規則に合致する従来の慣習への回帰である。」
Statement Of Interest Of The U.S., Lenovo (U.S.) Inc. v. InterDigital Tech. Corp., 1:20-cv-00493-LPS	2020年7月17日（トランプ政権）	司法省は、標準必須特許権者によるFRAND義務の違反は、それだけで独禁法の違反を構成するわけではなく、また、過剰な数の特許を標準に必須であると主張しているわけでもないと主張した。
Statement Of Interest Of The U.S., Cont'l Auto. Sys. Inc. v. Avanci LLC, 3:19-cv-02933-M	2020年2月27日（トランプ政権）	司法省は、FRAND条件でライセンスを行わないことについて、独禁法上の責任はなく、そのような請求は、契約及び特許法に基づいて、すでに適切に規制されていると主張した。
Statement Of Interest Of The U.S., Lenovo (U.S.) Inc. v. ICom GmbH & Co., KG, 5:19-cv-01389-EJD	2019年10月25日（トランプ政権）	司法省は、標準必須特許の特許権者が特許権の侵害に対して差止を請求することは、米国の独占禁止法の違反ではなく、また、FRANDを超えた条件でライセンスを行うために交渉しているものでもないと主張した。また、これは、どちらかと言えばライセンサーとSSOとの契約の違反であって、独禁法の違反ではないとも主張した。

上記の通り、2020年1月以降の米国における主要判例及び政府文書においては、主としてSEPに関する独占禁止法の適用についての議論がされている。これに加え、元々米国の裁判所においては差止に関しては総体的なアプローチが採用されているため、2015年CJEU決定の4ステップルールについては、米国の裁判例の分析においては当てはまらないと考えられる。

3. 標準必須特許のライセンスを巡る取引環境等に関する実態調査

標準必須特許のライセンスを巡る取引環境等に関する実態を把握するため、企業へのアンケート調査を実施した。調査票を作成の上、アンケート対象企業に対して、郵送等により調査票を送付するとともに、回答結果の回収（電子的な方法での回収を含む）、回答結果の整理・分析等を実施した。

(1) アンケート調査票の作成

標準必須特許のライセンスを巡る取引環境等の実態を把握するため、全 17 問を設定した。具体的な設問は以下のとおり。

I. 貴社の概要についてお伺いします

Q1. 貴社の業種についてあてはまるもの（注1）を1つお選びください。（単一選択）

1. 農業、林業、漁業	2. 鉱業、採石業、砂利採取業	3. 建設業
4. 食料品製造業	5. 飲料・たばこ・飼料製造業	6. 繊維工業
7. 化学工業	8. プラスチック製品製造業	9. ゴム製品製造業
10. 鉄鋼業	11. はん用機械器具製造業	12. 生産用機械器具製造業
13. 業務用機械器具製造業	14. 電子部品・デバイス・電子回路製造業	15. 電子応用装置・電気計測器製造業
16. 15以外の電気機械器具製造業	17. 情報通信機械器具製造業	18. 自動車・同附属部品製造業
19. 18以外の輸送用機械器具製造業	20. 4～19以外の製造業	21. 電気・ガス・熱供給・水道業
22. 通信業	23. 放送業	24. 情報サービス業
25. インターネット附随サービス業	26. 映像・音声・文字情報制作業	27. 運輸業、郵便業
28. 卸売業、小売業	29. 金融業、保険業	30. 不動産業、物品賃貸業
31. 学術研究、専門・技術サービス業	32. 宿泊業、飲食サービス業	33. 31、32以外のサービス業
34. 公務（他に分類されるものを除く）		35. 分類不能の産業

（注1）この業種分類は、総務省の日本標準産業分類（平成26年4月1日施行）の大項目／中項目に基づいて作成されています。取り扱う製品、部素材、サービス等が複数ある場合は、直近の決算で最も売上高の多いものなど、主たる事業に関する業種を選んでください。

Q2. 貴社が常時使用する従業員（注2）の数についてお聞きます。直近の会計年度の人数を1つお選びください。（単一選択）

1. 5人以下	2. 6～20人	3. 21～50人
4. 51～100人	5. 101～300人	6. 301人～1,000人
7. 1,001人～5,000人	8. 5,001～10,000人	9. 10,001人以上

（注2）常時使用する従業員とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、①期間の定めなく雇用されている者、②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者、又は雇い入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者のことを指します。

Q3. 貴社の資本金についてあてはまるものを1つお選びください。(単一選択)

1. 1,000万円以下	2. 1,000万円超～5,000万円以下
3. 5,000万円超～1億円以下	4. 1億円超～3億円以下
5. 3億円超～10億円未満	6. 10億円以上

Q4. 貴社の事業についてあてはまるものをすべてお選びください。(複数選択)

1. 最終製品の製造・販売	2. 部品・中間製品の製造・販売
3. サービスの提供	4. その他

II. 貴社の事業と標準規格(注3)の関わりについてお伺いします

(注3) 製品・サービス・組織・システムなどの品質・利便性・生産性等の安定・向上などを目的として、標準化団体(ISO、ITU、IEC、JIS等)が一定の手続きと形式で定める、統一された基準のこと。例えば、モバイル通信規格(5G等)、無線通信規格(Wi-Fi等)、動画圧縮規格(CODEC)等がこれにあたる。

Q5. 貴社の製品やサービスに標準規格を使用していますか。あてはまるものを1つお選びください。(単一選択)

1. 使用している	⇒ 1. を選んだ方は Q7 へお進みください。
2. 使用していない	
3. 分からない	

Q6. 貴社の製品に今後標準規格を使用する可能性はありますか。あてはまるものを1つお選びください。(単一選択)

1. 具体的な計画あり	
2. 関心がある、又は使用したいという希望あり	
3. 今のところは考えていない	⇒ 3. を選んだ方は Q12 へお進みください。
4. 分からない	⇒ 4. を選んだ方は Q12 へお進みください。

Q7. 貴社の事業において、標準規格を最も多く使用している、又は今後使用する可能性が最も高いものはどれですか。あてはまるものを1つお選びください。(単一選択)

1. 最終製品の製造・販売	2. 部品・中間製品の製造・販売
3. サービスの提供	4. その他
5. 分からない	

Q8. 貴社の事業において、標準規格を使用した製品・サービスを、どの分野で提供している、又は今後提供する可能性がありますか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数選択）

1. 情報通信分野	2. 自動車関連分野	3. ロボット関連分野
4. 農林水産分野・食品分野	5. バイオ産業分野	6. 医療・ヘルスケア分野
7. 交通インフラ分野	8. エネルギー関連分野	9. スマートシティ・ビル・ホーム分野
10. その他の工業技術分野	11. その他	12. 分からない

Q9. Q8 で選んだ分野のうち、標準規格を使用した製品・サービスを最も多く提供している、又は今後提供する可能性が最も高い分野はどれですか。あてはまるものを1つお選びください。（単一選択）

1. 情報通信分野	2. 自動車関連分野	3. ロボット関連分野
4. 農林水産分野・食品分野	5. バイオ産業分野	6. 医療・ヘルスケア分野
7. 交通インフラ分野	8. エネルギー関連分野	9. スマートシティ・ビル・ホーム分野
10. その他の工業技術分野	11. その他	12. 分からない

Q10. 貴社の製品・サービスに使用している、又は今後使用する可能性がある標準規格はどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数選択）

1. モバイル通信規格（4G、5G等）	2. モバイル通信以外の無線通信規格（Wi-Fi等）
3. 動画圧縮規格（CODEC：動画ファイルのエンコード／デコードを行うためのソフトウェア等）	
4. その他	5. 分からない

Q11. Q10 で選んだ規格のうち、貴社の製品・サービスで最も多く使用している、又は今後使用する可能性が最も高い標準規格はどれですか。あてはまるものを1つお選びください。（単一選択）

1. モバイル通信規格（4G、5G等）	2. モバイル通信以外の無線通信規格（Wi-Fi等）
3. 動画圧縮規格（CODEC：動画ファイルのエンコード／デコードを行うためのソフトウェア等）	
4. その他	5. 分からない

Ⅲ. 標準必須特許（注4）のライセンス紛争・交渉に関する貴社の現状についてお伺いします

（注4）標準規格で規定された機能等を実現する上で必須の特許。

Q12. 標準規格を使用した製品への標準必須特許のライセンスに関して、標準必須特許の権利者と製品の製造・販売等を行う実施者の間で紛争（以下、「標準必須特許のライセンス紛争」という）が世界各地で生じています。貴社では、この紛争の動向を把握していますか。あてはまるものを1つお選びください。（単一選択）

1. 担当職員を配置して情報を収集・把握している	2. 職員個人でばらばらに情報収集している
3. あまり把握していない	4. 把握していない

Q13. 貴社が標準必須特許のライセンス紛争の当事者となる場合には、貴社は権利者と実施者のどちらの立場になると考えていますか。あてはまるものを1つお選びください。（単一選択）

1. 主に権利者	2. どちらかという権利者になる方が多い
3. 同程度の割合でどちらにもなる	4. どちらかという実施者になる方が多い
5. 主に実施者	6. 分からない

Q14. 貴社は、標準必須特許のライセンス紛争のどのような面に懸念を感じていますか。または、当該紛争の問題点はどこにあると考えていますか。最も良くあてはまるものを1つお選びください。（単一選択）

1. ホールドアップ（権利者により標準必須特許を使用した製品の製造・販売等を差止められるリスク等があるため、不利なライセンス条件であっても、権利者が提示した条件を受け入れざるを得なくなること）	
2. ホールドアウト（実施者がライセンス交渉に誠実に対応しないため、適切な対価を回収できなくなること）	
3. 特に問題点はない	4. 分からない

Q15. 標準必須特許に基づく差止請求が認められるかの判断は、ライセンス交渉における振る舞いに左右されることが一般的であると言われています。具体的には、権利者・実施者のそれぞれが誠実に交渉したかが、裁判等において重要な考慮要素になると言われています。貴社では、標準必須特許のライセンス交渉において、当事者としての自社の立場に則して誠実であると見なされるための対応方法について、調査・検討を行っていますか。あてはまるものを1つお選びください。（単一選択）

1. 調査・検討している	2. 今後調査・検討を行う予定
3. 今のところ、調査・検討の予定はない	4. 分からない

Q16. 標準必須特許のライセンス交渉を実施したことがありますか。あてはまるものを1つお選びください。（単一選択）

1. 複数回実施したことがある（異なる複数の会社と実施したことがある、という意味）	
2. 1回実施したことがある（1つの会社と実施したことがある、という意味）	
3. 実施した経験はない	⇒ 3. を選んだ方は貴社名・ご所属等の記入へ進んでください。
4. わからない	⇒ 4. を選んだ方は貴社名・ご所属等の記入へ進んでください。

Q17. 過去に行った標準必須特許のライセンス交渉において、貴社は主として権利者と実施者のどちらの立場でしたか。あてはまるものを1つお選びください。(単一選択)

1. 主に権利者	2. どちらかという権利者になる方が多い
3. 同程度の割合でどちらにもなる	4. どちらかという実施者になる方が多い
5. 主に実施者	6. 分からない

(2) アンケート調査の実施方法

本アンケート調査は、調査対象別に2回に分けて実施した。

図表 3-1. アンケート調査の実施方法

依頼方法		依頼文書・アンケート回答用紙・返送用封筒を郵送
回収方法		1. 返送用封筒を用いた郵送による回収 2. 要望に応じて別送した PDF 形式のアンケート回答フォーマットを用いたメールによる回収
調査期間	第1回	令和3年10月25日～同年11月19日
	第2回	令和4年2月14日～同年3月11日※ ※郵便による督促を実施の上、期間を3月18日までとした
送付対象	第1回	日本知的財産協会（JIPA） 正会員企業 975 社
	第2回	日本自動車工業会（JAMA） 会員企業 1 社 ²¹ 電子情報技術産業協会（JEITA） 正会員企業 228 社 ²² JIPA、JAMA、JEITA のいずれにも属さない企業 5,620 社 ²³ (5,620 社の業種別の内訳は以下のとおり) - 医薬品 200 社 - 鉄鋼 200 社 - 機械 1,100 社 - 電気機器 1,200 社 - 輸送機器 450 社 - 精密機器 300 社 - 電力・ガス 300 社

²¹ 自動車工業会会員企業 14 社のうち、日本知的財産協会に所属する 13 社を除く

²² 電子情報技術産業協会 347 社のうち、日本知的財産協会に所属する 119 社を除く

²³ 東洋経済新報社「日本の会社データ4万社（2021年10月版）」に掲載されている企業から抽出。業種分類は、東洋経済新報社が独自に規定したものに基づく

		<ul style="list-style-type: none"> - 鉄道・バス 200 社 - 海運 100 社 - 航空 20 社 - 倉庫・物流 300 社 - 通信・放送 200 社 - 映像・音楽 50 社 - 情報・システム・ソフト 1,000 社
回答数※/配布数 (回答率)	990/6,824 (14.5%)	
※回収した調査票のうち、適切に回答されていないもの等を除き、正確に回答が行われた調査票の数		

(3) アンケート調査結果

アンケート調査結果を以下に示す。なお、各アンケート項目の回答数は図表 3-2 のとおりである。

なお、各アンケート回答結果の割合については、小数点第一位を四捨五入している関係から、合計が 100%とならない場合がある。

図表 3-2. アンケート項目の回答数

アンケート設問番号	回答対象	回答数
Q1～Q5、 Q12～Q16	全回答先企業	990
Q6	Q5 で「使用していない」または「分からない」と回答した企業	435
Q7～Q11	Q5 で「使用している」と回答した企業、及び Q6 で「具体的な計画あり」または「関心がある、又は使用したいという希望あり」と回答した企業	575
Q17	Q16 で「複数回実施したことがある」または「1 回実施したことがある」と回答した企業	74

Q1. 貴社の業種についてあてはまるものを1つお選びください。(単一選択)

選択肢	実数	割合
1.農業、林業、漁業	0	0.0%
2.鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.2%
3.建設業	35	3.5%
4.食料品製造業	8	0.8%
5.飲料・たばこ・飼料製造業	1	0.1%
6.繊維工業	7	0.7%
7.化学工業	89	9.0%
8.プラスチック製品製造業	16	1.6%
9.ゴム製品製造業	9	0.9%
10.鉄鋼業	19	1.9%
11.はん用機械器具製造業	19	1.9%
12.生産用機械器具製造業	82	8.3%
13.業務用機械器具製造業	44	4.4%
14.電子部品・デバイス・電子回路製造業	59	6.0%
15.電子応用装置・電気計測器製造業	26	2.6%
16.15以外の電気機械器具製造業	65	6.6%
17.情報通信機械器具製造業	17	1.7%
18.自動車・同附属部品製造業	73	7.4%
19.18以外の輸送用機械器具製造業	23	2.3%
20.4～19以外の製造業	136	13.7%
21.電気・ガス・熱供給・水道業	60	6.1%
22.通信業	12	1.2%
23.放送業	9	0.9%
24.情報サービス業	56	5.7%
25.インターネット附随サービス業	3	0.3%
26.映像・音声・文字情報制作業	6	0.6%
27.運輸業、郵便業	52	5.3%
28.卸売業、小売業	20	2.0%
29.金融業、保険業	0	0.0%
30.不動産業、物品賃貸業	2	0.2%
31.学術研究、専門・技術サービス業	7	0.7%
32.宿泊業、飲食サービス業	2	0.2%
33.31、32以外のサービス業	22	2.2%
34.公務（他に分類されるものを除く）	0	0.0%
35.分類不能の産業	9	0.9%
合計	990	100%

Q2. 貴社が常時使用する従業員の数についてお聞きます。直近の会計年度の人数を1つお選びください。(単一選択)

選択肢	実数	割合
5人以下	26	3%
6～20人	71	7%
21～50人	92	9%
51～100人	95	10%
101～300人	179	18%
301人～1,000人	234	24%
1,001人～5,000人	183	18%
5,001～10,000人	55	6%
10,001人以上	55	6%
合計	990	100%

Q3. 貴社の資本金についてあてはまるものを1つお選びください。(単一選択)

選択肢	実数	割合
1,000万円以下	61	6%
1,000万円超～5,000万円以下	123	12%
5,000万円超～1億円以下	174	18%
1億円超～3億円以下	78	8%
3億円超～10億円未満	121	12%
10億円以上	433	44%
合計	990	100%

Q4. 貴社の事業についてあてはまるものをすべてお選びください。(複数選択)

選択肢	実数	割合
最終製品の製造・販売	542	55%
部品・中間製品の製造・販売	447	45%
サービスの提供	356	36%
その他	113	11%

Q5. 貴社の製品やサービスに標準規格を使用していますか。あてはまるものを1つお選びください。(単一選択)

選択肢	実数	割合
使用している	555	56%
使用していない	325	33%
分からない	110	11%
合計	990	100%

Q6. 貴社の製品に今後標準規格を使用する可能性はありますか。あてはまるものを1つお選びください。（単一選択）

※Q5にて『使用していない』、『分からない』と回答した方のみ回答

選択肢	実数	割合
具体的な計画あり	0	0%
関心がある、又は使用したいという希望あり	20	5%
今のところは考えていない	239	55%
分からない	176	40%
合計	435	100%

Q7. 貴社の事業において、標準規格を最も多く使用している、又は今後使用する可能性が最も高いものはどれですか。あてはまるものを1つお選びください。（単一選択）

※Q5にて『使用している』と回答した方、もしくはQ6にて『具体的な計画あり』、

『関心がある、又は使用したいという希望あり』と回答した方のみ回答

選択肢	実数	割合
最終製品の製造・販売	299	52%
部品・中間製品の製造・販売	175	30%
サービスの提供	73	13%
その他	18	3%
分からない	10	2%
合計	575	100%

Q8. 貴社の事業において、標準規格を使用した製品・サービスを、どの分野で提供している、又は今後提供する可能性がありますか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数選択）

※Q5にて『使用している』と回答した方、もしくはQ6にて『具体的な計画あり』、『関心がある、又は使用したいという希望あり』と回答した方のみ回答

選択肢	実数	割合
情報通信分野	188	33%
自動車関連分野	220	38%
ロボット関連分野	97	17%
農林水産分野・食品分野	59	10%
バイオ産業分野	32	6%
医療・ヘルスケア分野	138	24%
交通インフラ分野	89	15%
エネルギー関連分野	118	21%
スマートシティ・ビル・ホーム分野	78	14%
その他の工業技術分野	185	32%
その他	62	11%
分からない	23	4%

Q9. Q8 で選んだ分野のうち、標準規格を使用した製品・サービスを最も多く提供している、又は今後提供する可能性が最も高い分野はどれですか。あてはまるものを1つお選びください。（単一選択）

※Q5にて『使用している』と回答した方、もしくはQ6にて『具体的な計画あり』、『関心がある、又は使用したいという希望あり』と回答した方のみ回答

選択肢	実数	割合
情報通信分野	109	19%
自動車関連分野	115	20%
ロボット関連分野	9	2%
農林水産分野・食品分野	14	2%
バイオ産業分野	3	1%
医療・ヘルスケア分野	46	8%
交通インフラ分野	23	4%
エネルギー関連分野	39	7%
スマートシティ・ビル・ホーム分野	13	2%
その他の工業技術分野	118	21%
その他	39	7%
分からない	47	8%
合計	575	100%

Q10. 貴社の製品・サービスに使用している、又は今後使用する可能性がある標準規格はどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数選択）

※Q5にて『使用している』と回答した方、もしくはQ6にて『具体的な計画あり』、『関心がある、又は使用したいという希望あり』と回答した方のみ回答

選択肢	実数	割合
モバイル通信規格（4G、5G等）	149	26%
モバイル通信以外の無線通信規格（Wi-Fi等）	67	12%
動画圧縮規格（CODEC：動画ファイルのエンコード／デコードを行うためのソフトウェア等）	269	47%
その他	134	23%
分からない	414	72%

Q11. Q10 で選んだ規格のうち、貴社の製品・サービスで最も多く使用している、又は今後使用する可能性が最も高い標準規格はどれですか。あてはまるものを1つお選びください。（単一選択）

※Q5にて『使用している』と回答した方、もしくはQ6にて『具体的な計画あり』、『関心がある、又は使用したいという希望あり』と回答した方のみ回答

選択肢	実数	割合
モバイル通信規格（4G、5G等）	72	13%
モバイル通信以外の無線通信規格（Wi-Fi等）	98	17%
動画圧縮規格（CODEC：動画ファイルのエンコード／デコードを行うためのソフトウェア等）	17	3%
その他	243	42%
分からない	145	25%
合計	575	100%

Q12. 標準規格を使用した製品への標準必須特許のライセンスに関して、標準必須特許の権利者と製品の製造・販売等を行う実施者の間で紛争（以下、「標準必須特許のライセンス紛争」という）が世界各地で生じています。貴社では、この紛争の動向を把握していますか。あてはまるものを1つお選びください。（単一選択）

選択肢	実数	割合
担当職員を配置して情報を収集・把握している	67	7%
職員個人でばらばらに情報収集している	188	19%
あまり把握していない	345	35%
把握していない	390	39%
合計	990	100%

Q13. 貴社が標準必須特許のライセンス紛争の当事者となる場合には、貴社は権利者と実施者のどちらの立場になると考えていますか。あてはまるものを1つお選びください。（単一選択）

選択肢	実数	割合
主に権利者	24	2%
どちらかという権利者になる方が多い	31	3%
同程度の割合でどちらにもなる	64	6%
どちらかという実施者になる方が多い	210	21%
主に実施者	287	29%
分からない	374	38%
合計	990	100%

Q14. 貴社は、標準必須特許のライセンス紛争のどのような面に懸念を感じていますか。または、当該紛争の問題点はどこにあると考えていますか。最も良くあてはまるものを1つお選びください。

(単一選択)

選択肢	実数	割合
ホールドアップ	337	34%
ホールドアウト	39	4%
特に問題点はない	158	16%
分からない	456	46%
合計	990	100%

Q15. 標準必須特許に基づく差止請求が認められるかの判断は、ライセンス交渉における振る舞いに左右されることが一般的であると言われています。具体的には、権利者・実施者のそれぞれが誠実に交渉したかが、裁判等において重要な考慮要素になると言われています。貴社では、標準必須特許のライセンス交渉において、当事者としての自社の立場に則して誠実であると見なされるための対応方法について、調査・検討を行っていますか。あてはまるものを1つお選びください。(単一選択)

選択肢	実数	割合
調査・検討している	63	6%
今後調査・検討を行う予定	64	6%
今のところ、調査・検討の予定はない	624	63%
分からない	239	24%
合計	990	100%

Q16. 標準必須特許のライセンス交渉を実施したことがありますか。あてはまるものを1つお選びください。(単一選択)

選択肢	実数	割合
複数回実施したことがある(異なる複数の会社と実施したことがある、という意味)	53	5%
1回実施したことがある(1つの会社と実施したことがある、という意味)	24	2%
実施した経験はない	780	79%
分からない	133	13%
合計	990	100%

Q17. 過去に行った標準必須特許のライセンス交渉において、貴社は主として権利者と実施者のどちらの立場でしたか。あてはまるものを1つお選びください。(単一選択)

※Q16にて『複数回実施したことがある』、『1回実施したことがある』と回答した方のみ回答

選択肢	実数	割合
主に権利者	10	14%
どちらかという権利者になる方が多い	4	5%
同程度の割合でどちらにもなる	9	12%
どちらかという実施者になる方が多い	16	22%
主に実施者	34	46%
分からない	1	1%
合計	74	100%

(This page is intentionally left blank.)

別紙

(This page is intentionally left blank.)

1. CJEU の 4 ステップに基づく裁判例の整理結果 (ドイツ)

番号	CJEU が定める誠実な交渉のための 4 つのステップ ²⁴	1- 特許権者が、侵害の証拠を提示する (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?) ²⁵	2- 実施者がライセンスを受ける意思を表明	3- 特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?)。	4- 実施者は、FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行い担保を提供する (実装者は秘密保持契約を要求できるか?)
	裁判例				
独 1	1. 連邦司法裁判所 (Bundesgerichtshof)2020 年 5 月 5 日判決- KZR 36/17 (Sisvel vs. Haier)	特許権者は、侵害者が標準を実施することにより特許の教示を利用していることを認識していない場合は、特許の実施について実施者に通知しなければならない。 ²⁶ 以下の内容を含めば、侵害の通知として十分である。 <ul style="list-style-type: none"> 侵害特許の特定 	数カ月間沈黙している実施者は、これにより、ライセンスを受けることに真に関心がないことを示している。 ³⁰ 実施者は、積極的かつ目標志向の姿勢でライセンス交渉に参加しなければならない。裁判所により確認される有効性/侵害の点を留保することは構わないが、そのような裁判所の認定を、ライセンスを受	特許権者は、実施権者が標準化必須特許ではない特許に対するロイヤルティを支払う必要がなく、かつ、地理的に限定された特定の地域のために製品を開発しようとする実施者に不利にならない限り、市場における支配的地位の濫用にはならず、ポートフォリオライセンスを提供することができる。 ³³	N/A

²⁴特許庁(JPO)は、CJEU の判断に基づき、2018 年 6 月 5 日、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」を公表した。英文版は、<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/seps-tebiki/guide-seps-en.pdf> から入手可能である。JPO によって解釈された、誠実な交渉のための 4 つのステップは、II.A.1-4 (5 頁から 19 頁)において規定されている。

²⁵JPO の手引きによれば、特許権者は、機密情報を含む詳細なクレームチャートを提供するための条件として、実装者に秘密保持契約の締結を要求することができる (手引き II.A.1、9 頁)。

²⁶裁判例 1 注記 73

³⁰裁判例 1 注記 92

³³裁判例 1 注記 77 及び 78

番号	CJEU が定める誠実な交渉のための 4 つのステップ ²⁴	1- 特許権者が、侵害の証拠を提示する (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?) ²⁵	2- 実施者がライセンスを受けようとする意思を表明	3- 特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?)。	4- 実施者は、FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行い担保を提供する (実装者は秘密保持契約を要求できるか?)
		<ul style="list-style-type: none"> 具体的な侵害行為、すなわち、侵害行為の種類 (例: 生産、提供、販売) 及び問題となる被告製品の特定 <p>クレームチャートのような、さらなる技術的又は法的な説明又は情報は、通常は有効であるが、必須ではない。²⁷</p> <p>したがって、SEP 権利者は、関連する標準を特定する広範なプラクティスを継続することが望ましい。²⁸</p> <p>SEP 権利者は、その後の訴訟手続の被告が親会社の子会社</p>	<p>ける意思を表明する条件とする場合、実施者の宣言は不十分となり、かつ、実施者はライセンスを受けようとする意思のないライセンシーとなる。³¹</p> <p>実施者が「FRAND 条件である限りライセンス契約を締結する意思」を明確かつ撤回不能な形で宣言し、当該宣言に則って SEP 権利者と交渉することが必要。³²</p>	<p>SEP の特許権者は、実施権者が、特許権者の提示した条件が市場における支配的地位の濫用を構成しているかどうかを評価できるよう、ライセンスのオファーの内容を詳細に説明する義務を負う可能性がある。³⁴</p> <p>SEP 権利者は、当該差別を正当化する根拠がある場合、実施者に対して差別的ライセンス条件を提示することを許容される場合がある。そうでなければ有効ではないライセンスのオファーを受諾することを正当化した場合、裁判所において当該特許権を行使する現実的な可能性が欠如し、</p>	

²⁷ 裁判例 1 注記 85

²⁸ 裁判例 1 注記 87

³¹ 裁判例 1 注記 96

^{32,32} 裁判例 1 注記 83.

³⁴ 裁判例 1 注記 77

番号	CJEU が定める誠実な交渉のための4つのステップ ²⁴	1- 特許権者が、侵害の証拠を提示する (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?) ²⁵	2- 実施者がライセンスを受けようとする意思を表明	3- 特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?)。	4- 実施者は、FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行い担保を提供する (実装者は秘密保持契約を要求できるか?)
		であっても、当該親会社に侵害通知を送付することができる。特許権者は、親会社が当該情報を子会社に提供することを想定しているとみなす権利を有する。 ²⁹		又はその他の潜在的な商業的又は個人的な不利益を生じる可能性がある。 ³⁵	
独 2	2. 連邦裁判所 (Bundesgerichtshof)2020年11月24日判決-KZR 35/17 (Sisvel vs. Haier)	特許化された機能は、問題となる標準の一つのオプションにすぎないが、当該オプションを実現することが事実上強制される場合、特許権者は、Huawei ./ ZTE ステップに従って行為する義務を負う。 ³⁶ 特許権者は、実施者が侵害について知らない可能性がある	意思の表明は明確でなければならない。ライセンスを受けようとすること、またはどのような条件において契約を検討できるかということの交渉を検討しているという表明を行うだけでは十分ではない。 ³⁸ 実施者が、自己の意思を適時に表明しなかった場合、実施者は、契約を締結するための	ライセンスを受けようとすることは実施者の目的であるため、侵害の通知後、実施者がライセンスを受けようとする意思を表明するまで、特許権者はさらなる措置をとる義務を負わない。 ⁴² 交渉を進める方法に関する特許権者及び実施者の要求は、相互に依存しており、詳細を	N/A

²⁹ 裁判例 1 注記 89

³⁵ 裁判例 1 注記 101

³⁶ 裁判例 2 GRUR 2021, 585 注記 50

³⁸ 裁判例 2 GRUR 2021, 585 注記 57

⁴² 裁判例 2 GRUR 2021, 585 注記 56

番号	CJEU が定める誠実な交渉のための 4 つのステップ ²⁴	1- 特許権者が、侵害の証拠を提示する (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?) ²⁵	2- 実施者がライセンスを受けようとする意思を表明	3- 特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?)。	4- 実施者は、FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行い担保を提供する (実装者は秘密保持契約を要求できるか?)
		<p>場合は、実施者に通知しなければならない。³⁷</p>	<p>特別の努力をしなければならない。³⁹</p> <p>意思は、特定の時点だけではなく、交渉期間全体を通じて維持されなければならない。⁴⁰</p> <p>当初、FRAND に基づくライセンスを受けようとした実施者も、FRAND に基づくライセンスを受けようとする権利を失わず、実施者が十分に自己の意思を示した場合、一旦正当化された侵害の訴訟は、訴えの利益を失い得る。⁴¹</p>	<p>一般的に定義することができない。⁴³</p> <p>ポートフォリオライセンスのオファーの際、「プラウドリスト」の提出は、(仮に実務上一般に実施されている場合であっても) 法律上要求されていない。⁴⁴</p> <p>標準化のプロセスに関する義務 (例: 特許の待ち伏せを回避するための特許を指定) は、特許の譲受人ではなく、原特許権者を拘束するにすぎない。⁴⁵</p>	

³⁷ 裁判例 2 GRUR 2021, 585 注記 55

³⁹ 裁判例 2 GRUR 2021, 585 注記 62

⁴⁰ 裁判例 2 GRUR 2021, 585 注記 68

⁴¹ 裁判例 2 GRUR 2021, 585 注記 82-83

⁴³ 裁判例 2 GRUR 2021, 585 注記 59

⁴⁴ 裁判例 2 GRUR 2021, 585 注記 98

⁴⁵ 裁判例 2 GRUR 2021, 585 注記 128

番号	CJEU が定める誠実な交渉のための4つのステップ ²⁴	1- 特許権者が、侵害の証拠を提示する (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?) ²⁵	2- 実施者がライセンスを受ける意思を表明	3- 特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?)。	4- 実施者は、FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行い担保を提供する (実装者は秘密保持契約を要求できるか?)
独 3	<p>3. カールスルーエ高等裁判所 2020 年 12 月 9 日判決 -6 U 103/19</p> <p>Sisvel v. Wiko</p>	<p>高等裁判所は、連邦裁判所の判示に従い、クレームチャートは有効であるが必須ではないと述べている。</p> <p>侵害の通知には、侵害行為の種類及び問題となる実施の態様の指定が必要である。侵害の主張についての詳細な技術的又は法律的な説明は要求されない。侵害者は、必要に応じて専門家/弁護士の支援を得て、侵害の主張の評価をできるようにのみしなければならない。⁴⁶</p>	<p>両当事者は、原則として、係属中の訴訟手続において、その義務を補うができる。⁴⁷</p> <p>意思の欠如は、状況、特に実施者の行為の全体的な評価で判断される場合がある。⁴⁸</p> <p>提案された秘密保持契約に対する反応の遅れ又は追加のクレームチャートの要求は、実施者のホールドアウトの意図を示すものである。⁴⁹</p> <p>実施者の意思は、一定期間変化しない静的な態度ではない。むしろ、実施者は、常にライセンスを受ける意思があ</p>	<p>FRAND は、特定の数値/設定ではなく、範囲である。⁵¹</p> <p>ポートフォリオ特許が無効又は侵害されていないと判断された場合にライセンス料を減額させる調整条項を欠く特許権者のオファーが、FRAND 義務の違反であるか否かは、結論が出ていない。少なくともこれは、明確で明白な違反ではない。⁵²</p>	<p>FRAND は、特定の数値/設定ではなく、範囲である。⁵³</p> <p>実施者は、特許権者のオファーを拒絶する場合、カウンターオファーを出さなければならない。これ (つまり拒絶) のみで、実施者はカウンターオファーを出す義務を負う (特許権者のオファーが FRAND に違反している可能性の評価ではない)。万が一特許権者のオファーが明らかに FRAND に準拠しておらず、したがって、当該特許権者が自己の特許の実施を許諾することに関心がないことを</p>

⁴⁶ 裁判例 3 GRUR-RR 2021, 203 注記 242

⁴⁷ 裁判例 3 GRUR-RR 2021, 203 注記 244

⁴⁸ 裁判例 3 GRUR-RR 2021, 203 注記 250

⁴⁹ 裁判例 3 GRUR-RR 2021, 209-10 注記 282-290

⁵¹ 裁判例 3 GRUR-RR 2021, 203 注記 256

⁵² 裁判例 3 GRUR-RR 2021, 203 注記 315

⁵³ 裁判例 3 GRUR-RR 2021, 203 注記 256

番号	CJEU が定める誠実な交渉のための 4 つのステップ ²⁴	1- 特許権者が、侵害の証拠を提示する (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?) ²⁵	2- 実施者がライセンスを受ける意思を表明	3- 特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?)。	4- 実施者は、FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行い担保を提供する (実装者は秘密保持契約を要求できるか?)
			<p>ることを証明しなければならない。また、目的をもってライセンス契約交渉に参加しなければならない。</p> <p>実施者側の協力への消極性が、例外なく、実施者が FRAND 条件に基づくライセンス契約を締結する真摯な意思を有していないという結論を導くわけではないが、そのような行為は、自らの側における目的を持った協力をしない SEP 権利者の行為に対する反応として未だ許容されるとして、個々のケースにおいて正当化される場合がある。もっとも、実施者は、SEP 権利者による義務の履行が遅れた場合でも、迅速に対応しなければならない。さらに、実施者は、早期に SEP 権利者</p>		<p>示している場合には、実施者は、カウンターオファーを行う必要はない。⁵⁴</p> <p>いかなる場合でも、実施者は、特許権者に対するオファーに起因する異議、質問及び情報が必要であることについて(もしあれば)、少なくとも速やかに説明しなければならない。⁵⁵</p>

⁵⁴ 裁判例 3 GRUR-RR 2021, 203 注記 260-264

⁵⁵ 裁判例 3 GRUR-RR 2021, 203 注記 265

番号	CJEU が定める誠実な交渉のための4つのステップ ²⁴	1- 特許権者が、侵害の証拠を提示する (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?) ²⁵	2- 実施者がライセンスを受けようとする意思を表明	3- 特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?)。	4- 実施者は、FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行い担保を提供する (実装者は秘密保持契約を要求できるか?)
			に苦情を通知しなければならず、将来の法的紛争で使用するためにこれらの苦情を取っておくことはできない。 ⁵⁰		
独 4	4. マンハイム地方裁判所 2021年3月2日判決-2 O 131/19 LG v. TCL	クレームチャートは十分であるが必須ではない。 ⁵⁶ グループ会社は全体として検討されるため、侵害している会社ではなく持株会社へのアプローチで十分である。 ⁵⁷	実施者は、特許権者のオファーに対する批判について適時に対処しなければならず、当該批判を将来の紛争において使用するために取っておいてならない。 ⁵⁸	N/A	一般的に、FRAND に準拠しないカウンターオファーは、侵害通知及び説明がされた原告のオファーの受領後に十分に情報の提供を受けた侵害者が、ライセンスを受けようとする意思のない者であることを示している。 ⁵⁹ 経済的に重要な問題 (特許の消尽等) が将来の別途の訴訟のために定まっていらないカウ

⁵⁰ 裁判例 3 GRUR-RR 2021, 203 注記 254

⁵⁶ 裁判例 4 GRUR-RS 2021, 6244 注記 119

⁵⁷ 裁判例 4 GRUR-RS 2021, 6244 注記 121

⁵⁸ 裁判例 4 GRUR-RS 2021, 6244 注記 126

⁵⁹ 裁判例 4 GRUR-RS 2021, 6244 注記 126

番号	CJEU が定める誠実な交渉のための 4 つのステップ ²⁴	1- 特許権者が、侵害の証拠を提示する (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?) ²⁵	2- 実施者がライセンスを受けようとする意思を表明	3- 特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?)。	4- 実施者は、FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行い担保を提供する (実施者は秘密保持契約を要求できるか?)
					<p>ンターオファーは、FRAND に準拠したものではない。⁶⁰</p> <p>同様の理由から、ロイヤルティ率が将来の司法審査 (ドイツ民法(BGB)315 条) のために定まっていなかったカウンターオファーは、FRAND に準拠したものではない。⁶¹</p>
独 5	<p>5. カールスルーエ高等裁判所 2021 年 2 月 12 日判決 -6 U 130/20</p> <p>Nokia v. Daimler</p>	N/A	訴訟の継続中に、意思の表明を補うことができる。 ⁶²	N/A	通常、ドイツ民法 (BGB) 第 315 条(3)に基づきライセンス料の決定を SEP 権利者の合理的な裁量に委ねる契約のオファーを行うことにより、実施者は、少なくともライセンス料の金額に関しては、当該ライセンス料がどのようなものかに関わらず、FRAND の条件に準拠するライセンス契

⁶⁰ 裁判例 4 GRUR-RS 2021, 6244 注記 132

⁶¹ 裁判例 4 GRUR-RS 2021, 6244 注記 134

⁶² 裁判例 5 GRUR-RS 2021, 9325 注記 49

番号	CJEU が定める誠実な交渉のための 4 つのステップ ²⁴	1- 特許権者が、侵害の証拠を提示する (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?) ²⁵	2- 実施者がライセンスを受けける意思を表明	3- 特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?)。	4- 実施者は、FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行い担保を提供する (実装者は秘密保持契約を要求できるか?)
					約を締結する意思があることを十分に表明する。 ⁶³
	6. ミュンヘン第一地方裁判所 2021 年 2 月 25 日判決 -7 O 14276/20 InterDigital/Xiaomi	N/A	外国訴訟差止命令 (ASI) を申し立てるか又はそのおそれのある実施者は、通常、ライセンスを受けける意思のある実施権者ではない。 ⁶⁴	N/A	N/A
	7. ミュンヘン第一地方裁判所 2021 年 6 月 24 日判決 -7 O 36/21 Huawei/Conversant	N/A	(問題となるポートフォリオの中国部分に関する)中国における FRAND 判断手続きの開始は、許諾を受けける意思に反する。 ⁶⁵	N/A	N/A
	8. デュッセルドルフ地方裁判所 2021 年 5 月 11 日判決-4b O 83/19、 4b O	N/A	プールライセンス(ACC-Video-Codecs)を締結する意思のない実施者であって、代わりに相互ライセンスを希望す	N/A	N/A

⁶³ 裁判例 5 GRUR-RS 2021, 9325 公式指針

⁶⁴ 裁判例 6 GRUR-RR 2021, 3995 注記 94 及び 118

⁶⁵ 裁判例 7 BeckRS 2021, 17662 注記 59

番号	CJEU が定める誠実な交渉のための4つのステップ ²⁴	1- 特許権者が、侵害の証拠を提示する (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?) ²⁵	2- 実施者がライセンスを受けようとする意思を表明	3- 特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?)。	4- 実施者は、FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行い担保を提供する (実装者は秘密保持契約を要求できるか?)
	23/20、 4b O 49/20 (未公表) Dolby International v. TCT Mobile		る者であり、説得力のある理由の提示がない場合は、許諾を受ける意思のある者ではない。		
	9. デュッセルドルフ地方裁判所 2020 年 11 月 26 日 判決-4c O 17/19(CJEU へ付託) Nokia v. Daimler	N/A	EJC への質問: 訴訟の進行中に、訴訟前の段階で見逃された義務を補うことは可能か? EJC への質問: 侵害通知を受領してから数ヶ月間沈黙している侵害者は、許諾を受ける意思がないことを示されている場合、それにより、口頭でなされたライセンスの要求にかかわらず、当該要求は存在しなかったものとみなされるか?	EJC への質問: サプライヤーに優先的にライセンスをする義務はあるか? ある場合、どのような場合か? EJC への質問: 標準を実施する製品のために、FRAND 条件に基づいてサプライヤーが特許法に関連するすべての種類の実施について固有かつ無制限のライセンスを受けることが、競争法上要求されており、その結果、最終製品の販売業者 (及び場合によってはその前の購入者) は、供給した部品の意図された使用の場合の特許侵害請求を避けるために、今後、SEP 権利者からの独立した別個のライセンスを要求しなくてよいか?	EJC への質問: カウンターオファーにおいて SEP 実施者が提案したライセンス条件から、ライセンスを受ける意思がないことにより、その結果、(SEP 実施者のカウンターオファーの前になされた) SEP 権利者のライセンスのオファーが実際に FRAND 条件に準拠しているか否かの事前の分析なく、SEP 権利者の差止の申立てがその後認められるか?

番号	CJEU が定める誠実な交渉のための4つのステップ ²⁴	1- 特許権者が、侵害の証拠を提示する (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?) ²⁵	2- 実施者がライセンスを受けける意思を表明	3- 特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?)。	4- 実施者は、FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行い担保を提供する (実装者は秘密保持契約を要求できるか?)
	<p>10. マンハイム地方裁判所 2020年8月21日判決- 20 136/18 (= GRUR-RS 2020, 26457)</p> <p>IP Bridge v. TCT</p>	<p>クレームチャートは有効であるが必須ではない。⁶⁶ 侵害子会社ではなく親会社へのアプローチで十分である。⁶⁷</p>	<p>弁護士のレターに記載された「Huawei Technologies (C-170/13)の判決においてCJEUが指摘した要件に従って、当社は、それでもなお、FRAND条件に基づいたライセンスの交渉締結を行う意思をここに表明する」との文言は、本件の事情に基づき有効と認められた。「それでもなお」という語は、係属中の無効及び侵害訴訟手続の結果に関するものであった。⁶⁸</p> <p>通常、侵害の通知から2ヶ月未満を、対応のための適切な期間とみなすことができる。但し、特別な事情により、より短い期間又はより長い期間</p>	<p>特許権者のオファーは、実施者がカウンターオファーを行うことを可能にする (及び義務付ける)ように説明されなければならない。このため、特許権者のオファーは、FRANDに準拠する必要はない。⁷⁰</p>	<p>実施者は、特許権者のオファーを受諾しない限り、特許権者のオファーがFRANDであるか否かに関わらずFRANDに準拠したカウンターオファーを行わなければならない。⁷¹</p> <p>標準必須特許(SEP)の特許権者が、実施者にライセンスのオファーを行い、これについて十分に説明し、実施者がこのライセンスのオファーを受諾しない場合、実施者のカウンターオファーは、FRANDの基準に必ず準拠しなければならない。この義務は、SEP権利者の以前のライセンスのオファーが、実際にFRAND</p>

⁶⁶ 裁判例 10 GRUR-RS 2020, 26457 注記 107

⁶⁷ 裁判例 10 GRUR-RS 2021, 26457 注記 106

⁶⁸ 裁判例 10 GRUR-RS 2021, 26457 注記 111 f

⁷⁰ 裁判例 10 GRUR-RS 2021, 26457 注記 122~126

⁷¹ 裁判例 10 GRUR-RS 2021, 26457 注記 126

番号	CJEU が定める誠実な交渉のための 4 つのステップ ²⁴	1- 特許権者が、侵害の証拠を提示する (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?) ²⁵	2- 実施者がライセンスを受けける意思を表明	3- 特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?)。	4- 実施者は、FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行い担保を提供する (実装者は秘密保持契約を要求できるか?)
			<p>が正当化される場合は除く。 69</p>		<p>基準自体に準拠しているか否かにかかわらない。⁷²</p> <p>特許権者は、受諾しない限り、FRAND に準拠したカウンターオファーを行わなければならない。そうでない場合、特許権者の訴訟は濫用的である。⁷³</p> <p>特許権者のオファーが FRAND に準拠していなかったことから、裁判所は、明示的に、両者のオファーがいずれも FRAND に準拠している場合にどうなるかという結論が出ていない問題を判断しなかった。⁷⁴</p>

⁶⁹ 裁判例 10 GRUR-RS 2021, 26457 注記 118

⁷² 裁判例 10 GRUR-RS 2021, 26457 注記 121 及び裁判所の公式ガイダンスノート(Leitsatz)

⁷³ 裁判例 10 GRUR-RS 2021, 26457 注記 140

⁷⁴ 裁判例 10 GRUR-RS 2021, 26457 注記 157

番号	CJEU が定める誠実な交渉のための4つのステップ ²⁴	1- 特許権者が、侵害の証拠を提示する (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?) ²⁵	2- 実施者がライセンスを受けける意思を表明	3- 特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?)。	4- 実施者は、FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行い担保を提供する (実装者は秘密保持契約を要求できるか?)
独 6	デュッセルドルフ地方裁判所 2020年5月7日判決-4c O 44/18 HEVC (Dolby) v MAS Elektronik				権利者が提示した条件から見て、実施者がその条件がFRANDである理由を十分に説明できない場合、対案はFRANDではない。 ⁷⁵
独 7	デュッセルドルフ地方裁判所 2018年11月15日判決-4a O 17/17 Tagivan (MPEG-LA) v Huawei				パテントプールの単一のメンバーのポートフォリオのみをライセンスの対象に限定する対案はFRANDではない。 ⁷⁶ 事実に基づく根拠なしに地域によって異なるライセンス料率を定める対案はFRANDではない。 ⁷⁷
独 8	マンハイム地方裁判所 2018 年9月28日判決-7 O 165/16 IP Bridge v HTC				実施者が権利者にFRAND対案を出す義務は、権利者からの提案のFRAND適格性を評価するために必要な全情報を

⁷⁵ 注記 764

⁷⁶ 注記 667-680.

⁷⁷ 注記 681 – 688.

番号	CJEU が定める誠実な交渉のための 4 つのステップ ²⁴	1- 特許権者が、侵害の証拠を提示する (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?) ²⁵	2- 実施者がライセンスを受けようとする意思を表明	3- 特許権者は、FRAND 条件に基づくオファーを行う (特許権者は秘密保持契約の締結を要求できるか?)。	4- 実施者は、FRAND 条件に基づくカウンターオファーを行い担保を提供する (実施者は秘密保持契約を要求できるか?)
					権利者が実施者に提供した場合にのみ発生する。

2. CJEU の 4 ステップに基づく裁判例の整理結果（中国）

裁判例				
<p>1. Xiaomi v. IDC 事件 (2020 年)</p> <p>原告かつ実施者は Xiaomi であり、被告かつ特許権者は IDC である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施者である原告は、2015 年以降、SEP のライセンスについて、特許権者と交渉を開始した。 2017 年 5 月、特許権者は、実施者に対し、口頭で、FRAND 条件に基づくライセンス交渉のオファーを行った。 2019 年 6 月 15 日、特許権者は、実施者に対して、3G、4G、5G、802.11 及び HEVC の SEP に関する書面によるオファーを送付し、ロイヤルティの基準を開示した。 	<ul style="list-style-type: none"> 2019 年 6 月 15 日、実施者は、オファーに対して前向きに回答し、参考までに、ライセンス料率の計算方法及び請求基準を実施者に求めたが、実施者はこれを無視した。 2019 年 7 月 30 日、実施者は、上記ライセンス交渉のカウンターオファーを特許権者に送付したが、特許権者によって拒絶された。 	<ul style="list-style-type: none"> 2019 年 6 月 15 日、実施者は、申出に対して前向きに回答し、参考までにライセンス料率の計算方法及び請求基準を実施者に求めたが、実施者はこれを無視した。 2020 年 2 月、特許権者は、再び実施者にライセンス交渉のオファーを行い、見積価格でのオファーを実施者に送付した。 2020 年 7 月 29 日、特許権者は、インドにおいて、実施者に対し、特許権侵害に関する一連の仮差止手続を開始した。 <p>裁判所は次のように判示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許権者は、インドにおいて、申立人の特許権侵害を理由とする一連の仮差止手続を私的に開始し、中国の裁判所の管轄権を排除し、本件の審理手続を妨害し、かつ、阻 	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年 2 月、実施者は、ライセンス料率が、2019 年 6 月に特許権者から提案されたライセンス料率から変更がないと考えた。したがって、長期間にわたり、両当事者間のライセンス交渉に実質的な進展はなく、交渉も行き詰まっていた。 2020 年 6 月 9 日、ライセンス交渉の行き詰まりを解決するために、実施者は、裁判所に訴訟を提起し、FRAND ルールに則った両当事者間の SEP ロイヤルティ交渉に用いられるグローバルのロイヤルティ料率又はロイヤルティ料率の範囲に関する裁判所の判決を受け入れる旨表明した。 <p>裁判所は次のように判示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施者と特許権者との間のライセンス交渉に関するオファーとカウンターオファーが行き詰まった

			害した。最終的に、裁判所は、特許権者は、インドにおける特許権侵害に関する同様の仮差止手続及び終局的差止手続を取り下げるべきであり、本件の SEP のロイヤルティ料率の審理中、中国及びその他の地域において、本件に関するその他の訴訟及び仮差止手続を提起すべきではないと判示した。	後、実施者は、ライセンス交渉を諦めることなく、両当事者間のロイヤルティに関する紛争を解決するために、FRAND ルールに従った司法判断を通じて、両当事者間のライセンス交渉を促すよう裁判所に要請した。これは FRAND ルールの本来の意図に沿ったものであり、実施者の訴訟の提起は正当である。
<p>2. TCL v. Ericsson 事件(2020年)</p> <p>原告かつ実施者は TCL であり、被告かつ特許権者は Ericsson である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2011年7月から、実施者と特許権者は、3G及び4Gのライセンス交渉を開始したが、これまでのところロイヤルティについて、合意に至っていない。 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 2012年から2014年にかけて、特許権者は、実施者である持株会社及びそのフランス、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、ドイツ及びその他の法域に所在する関連会社に対して、実施者である持株会社及びその関連会社が SEP を侵害しているとして特許侵害訴訟を提起し、差止めを求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 2011年7月から、実施者と特許権者は、3G及び4Gのライセンス交渉を開始したが、これまでのところ、ロイヤルティについて、合意に至っていない。実施者は、特許権者が、共同して、不公正かつ過大な価格設定、差別的な価格設定、差止請求権の濫用その他の独占禁止法に反する民事上の不法行為を行ったと主張し、独占行為による侵害に対する法的責任を特許権者に負わせることを求めている。

				<ul style="list-style-type: none"> 2014年3月5日、実施者は、カリフォルニア州連邦地方裁判所において、特許権者及びその他の被告らに対し、訴訟を提起した。主な訴訟上の主張には、特許権者等がFRANDルールに従って見積もりを行っていないとの判断の要求などが含まれている。同時に、特許権者は、カリフォルニア州の不正競争防止法違反でも訴えられた。 2018年8月9日、実施者は、広州知的財産裁判所において、特許権者及びその他の被告らに対し、不正競争行為について訴えを提起した（事件番号(2018) Yue 73 min Chu No.2537）。本訴訟での主な請求は、特許権者の行為が不正競争に該当するとの判断、及び、SEPの交渉中、実施者に対する差止請求の提起または維持の停止の請求である。
3. OPPO v. S.I.SV.EL. 事件 (2020年)	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 2019年、特許権者は、実施者及び他の被告らに対して、英国、オランダ及 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年、実施者は、特許権者の特許権のライセンス条件がFRANDルール

<p>原告かつ実施者は OPPO であり、被告かつ特許権者は S.I.SV.EL である。</p>			<p>びイタリアの3つの法域で特許権侵害訴訟を提起した。特許権者は、実施者の特許侵害を確認し、FRAND ルールに従った矛盾のない判決をするよう裁判所に求めている。</p>	<p>に適合していないと考え、実施者は、不正に高額な特許ロイヤルティを請求したり、存続期間の満了した特許権を抱き合わせて販売したり、同じ特許権について繰り返し支払いを請求したりすることにより、市場での支配的地位を濫用することを直ちに中止するよう、特許権者に求める訴訟を提起した。</p>
<p>4. サムスン v. Ericsson 事件 (2020 年)</p> <p>原告かつ実施者はサムスンであり、被告かつ特許権者は Ericsson である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年 1 月、実施者と特許権者は、2014 年のライセンス契約満了後、4G 及び 5G に関する SEP の交渉を開始した。数回にわたる交渉の結果、双方は、ライセンスに関する合意及び紛争を仲裁のために第三者に付託することについての合意に達することができなかった。 	<p>N/A</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特許権者及びその米国の 100% 子会社は、2020 年 12 月 11 日に、テキサス州東部地区で、実施者及びその米国子会社を訴え、特許権者のオファー及び交渉が、FRAND ルール及び ETSI の知的財産ポリシーと整合的であることの確認を求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施者は、2020 年 12 月 7 日に武漢中級人民裁判所に訴訟を提起し、裁判所が、FRAND ルールに従って、実施者の通信製品に利用される特許権者及びその子会社が保有又は支配する 4G 及び 5G の SEP のグローバルなライセンス条件（ロイヤルティ率を含む）を裁判所が決定することを望んでいる。

<p>5. OPPO v Sharp 事件(2020年)</p> <p>原告かつ実施者はOPPOであり、被告かつ特許権者はシャープである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被告である ScienBiziP は、2018年10月、Sharp に代わって特許権者の SEP に関する問題に対応するとの電子メールを実施者に送信し、また、特許権者が実施者にライセンスをしたい特許のリストを送付した。当該特許のリストによれば、実施者がライセンスを希望する SEP には、WiFi に加え、3G 及び4G 無線通信の SEP が含まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年2月19日、両当事者は実施者の深圳オフィスで会談し、ライセンス交渉を行った。両当事者は、前述の交渉の根拠を確認した後で、続いて技術的な明確化及びライセンス条件について、実質的な交渉を行うことを期待して、直ちに秘密保持契約に署名した。 第二審は、次のように判示した。 <p>裁判管轄は、当事者双方の合意によって決定することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 両当事者から提出された電子メール等の疎明資料によれば、2018年7月から、ライセンス条件等の交渉が行われてきたことが証明され得るが、本件決定がなされるまでは、いまだ実質的なライセンス合意は成立していない。 2020年1月、両当事者間のライセンス交渉が実質的な段階に入り、技術的な明確化が交渉されることになった際、特許権者は、東京地方裁判所において、突然かつ一方的に、実施者の製品に対する特許権侵害訴訟及び差止請求を提起した。また、特許権者は、3月6日、ドイツにおいて、5件のLTE SEPに関する特許侵害訴訟を提起した。 	
---	---	--	---	--

<p>6. Huawei v. Conversant 事件 (2020)</p> <p>原告かつ特許権者は、Huawei であり、被告かつ実施者は、Conversant である。</p>	N/A	N/A	N/A	N/A
<p>7. ZTE v. Conversant 事件 (2020 年)</p> <p>原告かつ特許権者は、ZTE、被告かつ実施者は、Conversant である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 両当事者間における交渉中の 2017 年 7 月 24 日、Conversant は、ZTE を含む 4 社の被告を、それらの者の特許権の一部を侵害したとして、英国高等裁判所に提訴し、さらに英国裁判所にグローバル特許ポートフォリオのライセンス条件を決定するよう求めた。 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> Conversant が提供したライセンス見積書は、FRAND ルールに則っていなかった。 	N/A
<p>8. Nokia v. Huaqin Telecom 事件(2020 年)</p> <p>原告かつ特許権者は、Nokia であり、被告かつ実施者は、Huaqin Telecom である。</p>	N/A	N/A	N/A	N/A
<p>9. IWNCOMM v. Sony Ericsson China 事件(2018 年)</p> <p>原告かつ特許権者は、IWNCOMM であり、被告</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2009 年 3 月から 2015 年 3 月にかけて、両当事者は、電子メールを通じて特許のライセンスに関する交渉を何度か行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 7 月 14 日、実施者は、特許権者の特許のリストの内部調査及び評価を実施したと主張し、更なる情 	N/A	N/A

<p>かつ実施者は、Sony である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2009年3月25日、特許権者は、WAI 及び AS の機能、技術協力の形態、秘密保持契約の署名など、WAPI に関する実施者の問い合わせに回答した。 2009年3月26日から4月7日にかけて、両当事者は、秘密保持契約の締結に関する事項について、数回の交渉を行った。 2009年5月31日、特許権者は、実施者に対し、特許権ライセンスのリストを添付書類として提出した。 2009年7月17日、特許権者は、<u>クレームチャートの提出を拒否した。</u> 2012年6月6日、特許権者は、両当事者間の2009年に署名された秘密保持契約は引き続き有効であり、特許権者は、実施者に特許権のライセンス契約（英語及び中国語の両 	<p>報及び詳細なクレームチャートを求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2009年8月19日、詳細なクレームチャートを求めた。 2009年11月4日、実施者は、実施者の現在の製品又は計画されている製品に WAPI 特許が実施されていることに同意しないと述べた。特許権者は反対の見解を有しているかもしれないが、自己の特許権を証明するためにクレームチャート及び客観的証拠を提出すべきである。 2012年8月1日、2012年11月27日及び2013年1月18日、実施者は、特許権者にクレーム・チャートを提出するよう求めた。 2014年12月4日から23日にかけて、実施者は、特許権者に対し、秘密保持契約を締結せずに、クレームチャートを提出するよう求めた。 		
-------------------------	---	--	--	--

	<p>方による)を提供したと述べた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2012年12月3日、特許権者は、<u>クレームチャートの提出を拒否した。</u> 2014年12月4日から12月23日にかけて、特許権者は、秘密保持契約が締結された場合には、「クレームチャートの提供を検討する」と述べた。 2015年1月8日、特許権者は、2009年に締結された秘密保持契約を確認し、実施者に確認を求めた。 2015年3月5日、特許権者は、依然として実施者からの返答を待っていると述べ、可能な限り早く特許権ライセンスを取得することについて通知書を実施者に送付した。 <p>裁判所は次のように判示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施者との交渉において、特許権者は、WAPI 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年1月9日、実施者は、特許権者に対し、秘密保持契約を締結せずにクレームチャートを提供するか、又は特許権者がクレームチャートの中で秘密のままにしたい情報について極めて一般的な説明を行うことを求めた。 2015年3月13日、実施者は、特許権者に対し、クレームチャートの提出を求めた。そして、クレームチャート受領日から秘密保持義務が発生した。 <p>裁判所は次のように判示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施者には明らかに落ち度があった。基準に基づいて判断することができるとは、実施者がクレームチャートを求めることは合理的ではない。 2015年3月13日、実施者は、「Sony Mobileは、IWNCOMMの特許を十分に評価し、特許が合理的な価値を有すると判断す 		
--	--	--	--	--

	<p>の関連技術を説明し、特許のリスト及び特許権ライセンス契約を提出し、意欲を表明していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> • また、特許権者は、交渉を前進させるために、秘密保持契約の再解釈、秘密保持契約の期間延長手続きの簡素化など、秘密保持契約を締結するための様々な解決策を提供している。 • 両当事者間の6年間の交渉の結果、特許権者がクレームチャートを提供し、特許のリスト及びライセンス契約を提供することに同意する場合、特許権者が秘密保持契約の締結を要求することは合理的である。 • したがって、特許権者には、交渉中、何らの落ち度も存しない。 	<p>るまでは、IWNCOMM と商業的な交渉を行うことはできない」と述べ、6年間にわたる当事者間の交渉を放置していた。これは、実施者が特許権者にクレームチャートを要求したことが、交渉を長引かせるための手法に過ぎなかったことを証明するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 実施者は、クレームチャート及び秘密保持契約を、交渉を遅らせるための手段として利用し、結果として両当事者は交渉に至らなかった。 • 実施者さえも、期限内にオファーを行うことも、裁判所へのオファーを上回る額の保証を提供することもしなかった。 		
<p>10. Huawei v. Samsung, China 事件(2018年)</p> <p>原告かつ特許権者は、Huawei であり、被告かつ</p>	N/A	<ul style="list-style-type: none"> • 一方の当事者が SEP のクロスライセンスを希望するのみであり、クロスライセンスのために非 SEP をパッケージ化しかつ抱 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> • 原告である Huawei 社は、自らの標準必須特許に基づき、価格の提示を6回行った。一方、本件においては、実際には両当事

<p>実施者は、Samsung, China である。</p>		<p>き合わせる意思がない場合、他方当事者はもはや抱き合わせ販売を要求してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交渉は、通常、クロスライセンス契約の最終的な締結において重要な段階である。実施者は、合意に従って特許権者のクレームチャートに対する評価意見を書面で表明することをせず、また、合意に従って2013年11月の上海会議に出席することもしなかった。2014年2月に延期された上海会議においても、実施者は、社内の事情により、会議内での交渉が継続できないと述べ、これにより交渉を大幅に遅らせた。 2014年2月から、実施者は、特許権者のクレームチャートに対して何らの書面による回答も行っていない。2014年2月の上海会議の後、特許権者は、2014年3月、5月、8月に実施者にメールを送り、交渉を促した。実施者は、2015年1 		<p>者はクロスライセンスの交渉を行っていた。被告であった Samsung 社も、自社の標準必須特許について価格提示を行ったが、これは消極的なものであった。Samsung 社は、自社の標準必須特許についての価格提示を、Huawei 社の5回目の提示のときのみ行った。裁判所の期限内に、Huawei 社は SEP のライセンス見積書を作成したが、サムスン社はライセンス見積書を作成しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年8月8日、Huawei 社は実施者に対し、クロスライセンスの合意に至らなかった5年間の交渉の後、両当事者間の合意を達成するために、仲裁を行うことを希望することを明らかにし、仲裁合意に達することができれば、サムスン社に対する差止請求を撤回すると述べた。しかし、サムスン社はこれを拒否した。 同等の強さの場合、実施者が特許権者に請求する
---------------------------------	--	--	--	--

		月まで、特許権者の電子メールに実質的な回答又は返信をしなかった。実施者は、ほぼ1年の間、特許権者と連絡を取り交渉を行うことをしなかった。		ロイヤルティ料率は、実施者が請求するロイヤルティ料率の3倍であり、これはFRANDルールに従っていない。
11. Huawei v. Samsung, China 事件(2017年) 原告かつ特許権者は、Huaweiであり、被告かつ実施者は、Samsung, Chinaである。	N/A	N/A	N/A	N/A
12. Huawei v. Samsung, China 事件(2016年) 原告かつ特許権者は、Huaweiであり、被告かつ実施者は、Samsung, Chinaである。	N/A	N/A	N/A	N/A
13. Huawei v. IDC 事件(2013年) 原告かつ実施者は、Huaweiであり、被告かつ特許権者は IDC である。	裁判所は次のように判示した。 • 両当事者は、現在交渉中であるが、特許権者は、FRAND ルールの義務を	N/A	裁判所は次のように判示した。 • 本件特許権者は、SEP のライセンス条件の下で、	N/A

	無視し、米国国際貿易委員会及びデラウェア州地方裁判所に実施者に対する差止請求を申し立てた。これは、市場における支配的地位の濫用であり、明らかに、3G 技術の特許権者としての FRAND ルールの義務に違反している。		その支配的地位を濫用した。	
14. Huawei v. IDC 事件(2013 年) 原告かつ実施者は Huawei であり、被告かつ特許権者は、IDC である。	N/A	N/A	<p>裁判所は次のように判示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 実施者のロイヤルティ料率は、他のライセンス企業よりも明らかに高く、FRAND ルールに則っていない。 • 特許権者が、実施者に対し、ロイヤルティを支払うことなく、特許権者が実施者の特許を実施することを実施者に依頼することは、不合理である。 • 特許権者は、抱き合わせ販売を行った。 • <u>交渉の過程で、特許権者は、実施者に対して、SEP に関して、米国国際貿易委員会及びデラウェ</u> 	N/A

			<u>ア州地方裁判所に差止請求を申し立てた。これは、FRAND ルールに則っていない。</u>	
--	--	--	---	--